

東北の国有林野における自然環境の
活用推進に関する行政評価・監視

結果報告書

平成27年2月

総務省東北管区行政評価局

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 東北の国有林野における自然環境の活用	2
(1) 東北の現状と課題	2
(2) 計画的な管理運営の実施	13
2 安心・安全な利用環境の整備	24
(1) 施設の整備及び維持管理	24
(2) 地域と協働した管理運営体制の構築	45
(3) 利用者ニーズに応える情報発信	58

図表目次

1 東北の国有林野における自然環境の活用

(1) 東北の現状と課題

図表 1-(1)-1	地域振興へ寄与する国有林野の活用について……………	5
図表 1-(1)-2	国有林野を保健・文化・教育的利用に供する取組の経緯……………	5
図表 1-(1)-3	レクリエーションの森の種類区分……………	6
図表 1-(1)-4	全国におけるレクリエーションの森の設定数の推移(平成 17～26 年度)……………	6
図表 1-(1)-5	東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の設定数(平成 26 年 4 月 1 日現在)……………	7
図表 1-(1)-6	東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の利用者数の推移(平成 17～24 年度)……………	7
図表 1-(1)-7	林野庁検討会における主要論点……………	7
図表 1-(1)-8	林野庁検討会報告書「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成 17 年 2 月)のポイント……………	8
図表 1-(1)-9	リフレッシュ対策要領(抜粋)……………	8
図表 1-(1)-10	東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の設定数の推移(平成 17～26 年度)……………	10
図表 1-(1)-11	利用が低位にある地区の設定の廃止について……………	11
図表 1-(1)-12	管理経営方針書へのレクリエーションの森の利用者数等の記載について……………	11
図表 1-(1)-13	東日本大震災で被災したレクリエーションの森(矢本自然観察教育林、仙台自然休養林〔海浜地区〕)の国有林野施業実施計画書における選定理由の記述について……………	12

(2) 計画的な管理運営の実施

図表 1-(2)-1	レクリエーションの森の選定について……………	16
図表 1-(2)-2	森林管理局長が定める地域における国有林野の諸計画……………	16
図表 1-(2)-3	レクリエーションの森の名称及び区域、管理経営指針について……………	17
図表 1-(2)-4	管理経営方針書の作成について……………	18
図表 1-(2)-5	現地調査対象地区(所在地別)……………	20
図表 1-(2)-6	方針書を作成していない地区(ジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域)について……………	20
図表 1-(2)-7	方針書の内容と現況が相違している地区……………	21
図表 1-(2)-8	区域の一部が地方公共団体に売却されたこと又は主要な事業が廃止されたことに伴う方針書の変更等が行われていない地区……………	22
図表 1-(2)-9	方針書の最終更新時期……………	22
図表 1-(2)-10	施設の現況の確認方法……………	23

2 安心・安全な利用環境の整備

(1) 施設の整備及び維持管理

図表 2-(1)-1	整備技術指針(抜粋)……………	28
------------	-----------------	----

図表 2-(1)-2	安全対策指針(抜粋)……………	28
図表 2-(1)-3	国有林野の貸付け又は使用について……………	29
図表 2-(1)-4	国有林野の無償貸付契約における借受者の義務について……………	30
図表 2-(1)-5	安全性の確保の観点から改善措置が求められる事例(遊歩道、木道)……………	32
図表 2-(1)-6	山火事防止等に係る整備技術指針の規定(抜粋)……………	37
図表 2-(1)-7	安全性の確保の観点から改善措置が求められる事例(吸い殻入れ)……………	37
図表 2-(1)-8	利便性の確保の観点から改善措置が求められる事例……………	38
図表 2-(1)-9	標識類の設置場所及び表示内容について……………	40
図表 2-(1)-10	現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例 (案内標識・誘導標識の未設置)……………	40
図表 2-(1)-11	現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例 (案内標識と現況との相違)……………	42
図表 2-(1)-12	現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例 (標識類の維持管理)……………	43
図表 2-(1)-13	放置物の撤去措置が求められる事例……………	44
 (2) 地域と協働した管理運営体制の構築		
図表 2-(2)-1	レクリエーションの森に設置される施設の種類……………	48
図表 2-(2)-2	安全対策指針(抜粋)……………	48
図表 2-(2)-3	施設等点検表及び施設等点検表別表……………	49
図表 2-(2)-4	施設等点検のフローチャート……………	50
図表 2-(2)-5	管理運営協議会について……………	51
図表 2-(2)-6	保護管理協議会について……………	53
図表 2-(2)-7	林野巡視について……………	53
図表 2-(2)-8	調査対象地区を管轄する森林管理署等による点検の実施状況……………	54
図表 2-(2)-9	地方公共団体等による施設等の点検及び維持管理の実施状況(調査対象 地区の管轄森林管理署等が把握している状況)……………	55
図表 2-(2)-10	調査対象地区に係る保護管理協議会の概要……………	55
図表 2-(2)-11	調査対象地区における主な施設及び施設管理者……………	57
 (3) 利用者ニーズに応える情報発信		
図表 2-(3)-1	安全対策指針(抜粋)……………	61
図表 2-(3)-2	ソフト対策指針(抜粋)……………	61
図表 2-(3)-3	遊歩道及びトイレの整備におけるユニバーサルデザインの導入について……………	63
図表 2-(3)-4	東北森林管理局のホームページにおける自然休養林に関する提供情報……………	63
図表 2-(3)-5	東北森林管理局のホームページに掲載している位置図の例……………	64
図表 2-(3)-6	アクセス情報の掲載例(東北森林管理局のホームページ)……………	64
図表 2-(3)-7	東北森林管理局管内の森林管理署等のホームページにおけるレクリエー ションの森に関する提供情報……………	65
図表 2-(3)-8	バリアフリー情報の幅広い提供が求められる事例……………	67

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

東北には豊かな森林が広がっており、東北森林管理局管内5県の土地面積に占める森林面積の割合は7割となっている。また、森林面積に対する国有林の割合は44%（165万ha）と全国平均（30%）を上回っている。

国有林野事業は、近年、林産物供給の重視から公益的機能の重視へと転換し、国土保全、水源かん養等のための施業が推進されるとともに、国民の森林として国有林野を保健・文化・教育的利用に提供する取組等が推進されてきた。

東北森林管理局管内においては、自然休養林を始めとする自然観察教育林、森林スポーツ林等のレクリエーションの森が200か所（平成26年4月現在）設定されており、森林浴、スポーツ、自然体験学習等の場として多数の国民に利用されている。

また、東日本大震災後、東北においては、地域が主体となり観光客誘致の取組に力が入れられており、東北の豊かな森林は地域の重要な観光資源として地域社会の活性化に果たす役割も期待されている。

一方で、レクリエーションの森については、利用が低調な地区や整備が困難な地区の存在、整備・維持管理の体制の脆弱さ、施設・設備の老朽化等が指摘されており、林野庁は、平成17年度から、レクリエーションの森のリフレッシュ対策として、設定の見直し、施設・設備の点検・整備等を実施してきた。

本行政評価・監視は、東北の国有林野における自然環境について、適切な保全・管理に配慮しつつ、一層の活用を図る観点から、レクリエーションの森の管理運営状況、施設等の維持管理状況、利用促進対策の実施状況等を調査し、関係行政の改革・改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省林野庁東北森林管理局

(2) 関連調査等対象機関

地方公共団体（秋田県、宮城県）

3 調査実施期間

平成26年5月～27年2月

4 担当部局

総務省東北管区行政評価局

第2 行政評価・監視の結果

1 東北の国有林野における自然環境の活用

(1) 東北の現状と課題

通 知 事 項	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>ア 国有林野の保健・文化・教育的利用の推進</p> <p>林野庁は、国有林野事業において、地域振興に寄与するため、地方公共団体及び地域住民に対する国有林野の貸付け等のほか、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に供する取組を行っている。</p> <p>昭和43年に自然休養林制度が創設され、当該制度を拡大する形でレクリエーションの森制度が48年に創設された。昭和61年には、民間の資金及び経営手法を活用し、レクリエーションの森に各種施設を総合的に設置する森林空間総合利用整備事業（ヒューマン・グリーン・プラン）が開始された。</p> <p>レクリエーションの森は、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野に設定するもので、現行は、自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林及び風致探勝林の6種類がある。平成26年4月現在、全国で1,080か所が設定されており、単独で所在するもののほか、自然公園又は都市公園の中にあるものや、第三セクター又は民間事業者が設置するスキー場等に利用されているものもある。また、山間地域ばかりでなく、都市近郊や都市内の国有林野にも設定されている。</p> <p>イ 東北におけるレクリエーションの森の設定状況</p> <p>東北森林管理局が管轄する5県（青森県、秋田県、岩手県、山形県及び宮城県。以下「東北5県」という。）には、平成26年4月現在、全国の2割に相当する200か所のレクリエーションの森が設定されている。県別には、秋田県が76か所（38%）と最も多く、続いて山形県が61か所（30.5%）となっており、両者を合わせると東北5県の7割を占める。</p> <p>なお、東北森林管理局管内のレクリエーションの森の利用者は、同局の資料によると、平成23年度1,009万人、24年度811万人となっている。</p> <p>ウ レクリエーションの森の在り方の見直し</p> <p>林野庁は、レクリエーションの森の在り方について見直しを行うため、平成16年6月、民間有識者等から成る「国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会」（以下「林野庁検討会」という。）を設置した。平成17年2月、林野庁検討会は、設定数は飽和状態にあり、利用が低位な地区や整備・維持管理が期待できない地区等が存在しているとして、今後は量的充足から質的向上の重視に方向転換し、廃止を含む設定の見直し、整備・管理の仕組みの充実等を行うべきとの提言を報告書にまとめた。</p> <p>これを踏まえ、林野庁は、レクリエーションの森を魅力あるフィールドとして</p>	<p>図表1-(1)-1</p> <p>図表1-(1)-2</p> <p>図表1-(1)-3</p> <p>図表1-(1)-4</p> <p>図表1-(1)-5</p> <p>図表1-(1)-6</p> <p>図表1-(1)-7</p> <p>図表1-(1)-8</p>

<p>整備し、その活用を推進するため、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」（平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。）を发出した。リフレッシュ対策要領においては、森林管理局長は、利用の現状及び見通し、整備の実現可能性、地方公共団体等地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、廃止を含めたレクリエーションの森の設定の見直しを行うものとされている。また、利用者のニーズに対応した施設の整備、利用者が安全で安心して活動するための安全対策等を行うものとされている。</p> <p>また、国有林野事業においては、平成 25 年度からの一般会計化に伴い公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。</p>	<p>図表 1-(1)-9</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、東北森林管理局管内のレクリエーションの森の設定状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>ア 設定の見直し状況</p>	
<p>(ア) 東北森林管理局は、リフレッシュ対策要領に基づき、平成 17 年度から 22 年度までの間に、設定の廃止、区域の変更又は統合等を実施した。その結果、東北 5 県における設定数は、平成 17 年 4 月の 223 か所から 23 年 4 月には 200 か所となり、約 1 割（10.3%）減少している。</p>	<p>図表 1-(1)-10</p>
<p>しかし、平成 23 年度以降、レクリエーションの森の設定の見直しは実施されておらず、設定数は同数で推移し現在に至っている。</p>	
<p>東北森林管理局は、設定の見直しは終了したものではなく、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月発生）及び東日本大震災（平成 23 年 3 月発生）への対応で中断状態にあり、その後進捗していないと説明している。</p>	
<p>(イ) リフレッシュ対策要領においては、森林管理局長は、レクリエーションの森の設定の見直し等を検討する場合、「レクリエーションの森」の検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催し、意見を求めることとされている。東北森林管理局においても、平成 17 年度に、地方公共団体、学識経験者、各種団体関係者等を構成員とする検討委員会が設置された。</p>	<p>図表 1-(1)-7</p>
<p>しかし、検討委員会は、平成 17 年度に 2 回開催されただけで、18 年度以降も開催予定であったものの、実際には開催に至っていない。</p>	
<p>(ウ) リフレッシュ対策要領においては、森林管理局長は、別添 1 「レクリエーションの森」の設定の見直し指針」（以下「見直し指針」という。）に基づき、設定を見直すこととされている。見直し方針においては、利用が著しく低位にある地区について、廃止を検討することとなっている。</p>	<p>図表 1-(1)-11</p>
<p>また、森林管理局長は、施設の設置及び国有林野の利用に関する具体的な方針を定める管理経営方針書において、レクリエーションの森ごとに入り込み者数の推移を記載することとされている。</p>	<p>図表 1-(1)-12</p>

<p>しかし、今回、当局が現地調査を実施した 13 地区については、入り込み者数の推移を記載した管理経営方針書は作成されておらず、利用実態の把握・検討が不十分となっている。</p> <p>(エ) リフレッシュ対策要領においては、随所に、地方公共団体と連携して取組を実施することが示されている。</p> <p>しかし、東北森林管理局は関係地方公共団体にリフレッシュ対策要領の内容を周知していない。また、当局が秋田県及び宮城県に確認したところ、両県とも林野庁が実施しているリフレッシュ対策について承知していないとしており、地方公共団体の協力を得る取組が不十分となっている。</p> <p>イ 東日本大震災の被災箇所における設定の見直し状況</p> <p>東日本大震災により、沿岸部に所在する矢本自然観察教育林及び仙台自然休養林（海浜地区）は、森林の大部分が津波で流失した。東北森林管理局は、前者の将来像を「今後の取扱いについて関係機関と調整していく」（平成 26 年 3 月作成「第四次施業実施計画書」）としている一方、後者は、従前と同じく「風致的に優れており、ハイキング、野外スポーツ、自然探勝、自然観察に適している」（平成 25 年 3 月変更「第四次施業実施計画書」）としたままである。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北森林管理局は、東北の国有林野における自然環境を活用し地域社会の活性化に資する観点から、レクリエーションの森について、利用者のニーズに即した質的向上を推進するため、地方公共団体等と連携を図り、設定の廃止を含め在り方を見直しを積極的に実施する必要がある。</p>	<p>図表 1-(1)-13</p>
---	--------------------

図表 1-(1)-1 地域振興へ寄与する国有林野の活用について

○ 平成 25 年度森林及び林業の動向（平成 26 年 5 月 30 日公表）（抜粋）

第VI章 国有林野の管理経営

2. 国有林野事業の具体的取組

(3) 「国民の森林（もり）」としての管理経営

国有林野事業では、国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たって、国有林野を「国民の森林（もり）」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営を行っている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

(略)

(イ) 地域振興への寄与

(略)

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」に設定して、国民に提供している。「レクリエーションの森」には、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「風景林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」及び「風致探勝林」の6種類がある。平成 25（2013）年 4 月現在、全国で 1,083 か所、約 39 万 ha の国有林野を「レクリエーションの森」に設定している。平成 24（2012）年度には、延べ約 1.2 億人が「レクリエーションの森」を利用した。

「レクリエーションの森」では、地方自治体を核とする「「レクリエーションの森」管理運営協議会」と地元の森林管理署等が協定を締結して、両者が連携しながら、利用者のニーズに即した管理経営を行っている。管理経営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。

このうち、サポーター制度は、企業等が CSR 活動の一環として、「「レクリエーションの森」管理運営協議会」との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度である。平成 24（2012）年度末現在、全国 9 か所の「レクリエーションの森」において、延べ 12 の企業等がサポーターとして、「「レクリエーションの森」管理運営協議会」と資金や労務提供に関する協定を締結している。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-2 国有林野を保健・文化・教育的利用に供する取組の経緯

年度	事項	内容
昭和 43	自然休養林制度の創設	国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るため、国有林野内に自然休養林を指定し、その森林の保健休養機能を高度に発揮させ、国民の自然休養的利用に供する。
昭和 48	レクリエーションの森制度の創設	国有林野における国民の保健・文化的利用を推進するため、その森林の保健休養機能に応じて、自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ林及び風景林の 4 種類に区分し、各々の機能を高度に発揮させ、国民の利用に供する。
昭和 61	利用協力金制度の創設	利用者の自主的協力を得て、レクリエーションの森の森林及び利用施設の整備、環境の美化・保全、普及啓発等を実施する。（※平成 4 年「森林環境整備協力金」、平成 7 年「森林環境整備推進協力金」に改正）
	ヒューマン・グリーン・プラン(森林空間総合利用整備事業)制度の創設	従来の森林レクリエーション事業の一層の充実及び拡大のため、民間事業者の活力を活用しつつ、野外スポーツの場、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場、保養の場、森林づくりや体験林業の場等森林レクリエーション施設を総合的に整備する。

平成2	レクリエーションの森の再編	国有林野において、保健機能の増進を図るべき森林として整備すべきものを明確にするため、レクリエーションの森の種類区分を6種類（自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林及び風致探勝林（※現行の種類区分と同じ））に再編する。（注2）
平成17	レクリエーションの森のリフレッシュ対策の開始	レクリエーションの森について、地域関係者の意見を踏まえ設定自体の見直しを進めるとともに、利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行うことで、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進する。

(注) 1 林野庁の資料（国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会資料等）に基づき当局が作成した。

2 「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行に伴う国有林野の取扱いについて」（平成2年5月16日付け2林野経第34号林野庁長官通達）に基づく措置である。

図表1-(1)-3 レクリエーションの森の種類区分

種類区分	対象地域
自然休養林	森林を主体とした風景の優れた地域で、自然探勝、登山、キャンプ、スキー、ハイキング、温泉浴等自然休養的利用に適したおおむね500ha以上の規模を有する地域（自然観察教育ゾーン、森林スポーツゾーン、野外スポーツゾーン、風景ゾーン及び風致探勝ゾーンが設定されている。）
自然観察教育林	地方の特異な自然景観を有し、自然に接し学ぶことにより自然科学的興味を助長させることに適した地域等
森林スポーツ林	キャンプ、クロスカントリー等森林を主体とする野外スポーツの場として適した地域
野外スポーツ地域	スキー場やホテル等の施設が整備され、周辺森林と一体となって管理することが適当な地域
風景林	名所等と一体となって優れた景観を作り出している地域、主要な景観展望地点等から望見される遠景林として風致に配慮する必要のある地域等
風致探勝林	湖沼・溪谷と一体となって優れた自然美を構成している森林、史跡・名勝等と一体となって優れた自然景観を構成している森林等で、休養・宿泊施設等の設置により自然探勝等の休養活動を助長する地域

(注) 林野庁の資料に基づき当局が作成した。

図表1-(1)-4 全国におけるレクリエーションの森の設定数の推移（平成17～26年度）

区分	年 度									
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
自然休養林	91	90	90	90	89	89	89	89	89	89
自然観察教育林	170	171	164	160	163	163	165	165	164	160
森林スポーツ林	70	67	63	64	61	56	57	57	55	56
野外スポーツ地域	229	226	218	195	204	196	197	196	191	190
風景林	565	561	531	506	492	481	483	481	478	479
風致探勝林	124	123	122	115	110	108	108	108	106	106
(計)	1,249	1,238	1,188	1,130	1,119	1,093	1,099	1,096	1,083	1,080

(注) 1 林野庁の資料（国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（平成16～25年度））に基づき当局が作成した。

2 各年度4月1日現在の設定箇所数である。

図表 1-(1)-5 東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の設定数(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	設 定 箇 所 数					
	青森	秋田	岩手	宮城	山形	合計
自然休養林	3	3	2	2	2	12
自然観察教育林	9	17	10	4	6	46
森林スポーツ林	0	6	1	0	4	11
野外スポーツ地域	7	7	10	7	13	44
風景林	3	43	5	0	35	86
風致探勝林	0	0	0	0	1	1
(計)	22	76	28	13	61	200
(構成比 (%))	11	38	14	6.5	30.5	100

(注) 東北森林管理局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1-(1)-6 東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の利用者数の推移(平成 17~24 年度)

(単位: 万人、%)

区 分	年 度							
	17	18	19	20	21	22	23	24
自然休養林	135	135	103	101	103	111	100	85
自然観察教育林	297	297	279	287	279	276	259	205
森林スポーツ林	10	9	4	8	8	6	6	1
野外スポーツ地域	639	612	575	612	575	537	463	424
風景林	277	269	183	189	183	183	181	95
風致探勝林	1	1	1	1	1	1	1	0
(計)	1,359	1,322	1,145	1,197	1,149	1,114	1,009	811
(指数)	100	97	84	88	85	82	74	60

(注) 1 東北森林管理局の資料に基づき当局が作成した。

2 計の不一致は、四捨五入によるものである。

図表 1-(1)-7 林野庁検討会における主要論点

① 「レクリエーションの森」の設定の在り方 量的に飽和状態にある中で、低位な利用状況の地区や、整備実現可能性の認められない地区等の存在を念頭に置き、「レクリエーションの森」の設定自体をどのようにすべきかを検討
② 「レクリエーションの森」の整備・管理の在り方 現状では、整備・維持管理の体制が脆弱である一方、対象が大量に存在する状況にあることを念頭に置き、今後の整備・管理の手法をどのようにすべきかを検討
③ 「ヒューマン・グリーン・プラン」の取扱い 「ヒューマン・グリーン・プラン」による事業者等の新規投資が鈍っている状況を念頭に置き、リゾート法に基づく取組を踏まえながら、今後、どのように取り扱うべきかを検討
④ 「受益負担」の在り方 国民の意識が整備のための負担であれば容認する傾向にあること等を念頭に置き、今後、整備・管理のあり方の検討と併せ、「受益者負担」をどのように取り扱うべきかを検討
⑤ 「ソフト対策」の在り方 利用者ニーズがよりソフトを重視し、ゆとりや満足を実際に享受できるようにしたいとする方向に変化していることを念頭に置き、今後、どのような取組を行うべきかを検討
⑥ 「地域振興」の在り方 過疎化の進行する農山村で振興策を模索している状況を念頭に置き、国有林野事業の重要な使命の一つである「地域振興」への寄与のため、どのように取組を進めるべきかを検討

- (注) 1 林野庁検討会報告書「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成 17 年 2 月)に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-8 林野庁検討会報告書「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成 17 年 2 月)のポイント

<p>○ 基本的な考え方 <u>魅力ある「レクリエーションの森」の実現に向け、「量的充足」を重視する取組から「質的向上」を重視する取組へと方針転換</u></p> <p>○ 具体的な推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討体制の整備及び計画内容の充実 <u>森林管理局に検討委員会を設置し、「レクリエーションの森」の今後の取組策を検討</u> ・ 設定の見直し <u>利用の動向及び見通し、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直し</u> ・ 整備・管理を支える仕組の充実 地元自治体を核とした「協議会」が自立して取組を展開できるよう、幅広い役割を付与。ボランティアや企業による資金や人的な支援を誘導する「サポーター制度」を新たに創設 ・ 安全対策のための取組 <u>利用者が遵守すべき必要事項の周知や緊急時の対応マニュアル等の整備、賠償責任保険等への加入促進を誘導</u> ・ 受益者負担の取扱い 協力金方式を原則として、ガイドマップ等の物販方式やソフト提供の利用料金への上乗せ方式等の取組を推進 ・ ソフト対策の取扱い 歩く、学ぶ、遊ぶ等を基本的なコンセプトとし、地域特性を活かしたプログラムの提供等を推進。施設やイベント等の情報を積極的に提供 ・ 地域連携と活性化のための取組 地域全体の振興につながるよう、地域関係者や支援者等の参画を誘導 ・ 「リーディング・プロジェクト」の実践 本取組を加速化させるため、各森林管理局において「リーディング・プロジェクト」を実践

- (注) 1 平成 16 年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(林野庁作成)に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-9 リフレッシュ対策要領(抜粋)

<p>「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について(平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号林野庁長官通達。最終改正平成 24 年 12 月 28 日)</p> <p>国有林野事業は、昭和 48 年度に「レクリエーションの森」制度を創設して以来、森林浴、自然観察、野外スポーツ等の多様な森林とのふれあいの場の提供を通じて、豊かな国民生活の推進に寄与してきたところである。</p> <p>しかしながら、<u>制度創設から相当期間が経過し施設等の整備水準が低下する中で、利用者のニーズも活動プログラムやガイド、情報提供等のソフト対策を重視して、ゆとりや満足を実際に享受できるようにしたいとする方向に大きく変化している。</u></p> <p>今後、こうした「レクリエーションの森」を取り巻く状況の変化を踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していく一環として、<u>地域関係者の意見を踏まえ設定自体の見直</u></p>

しを進めるとともに、民間活力を活かしつつ利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行うことによって、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととしたので、下記事項に留意の上適切に措置し、遺憾のないようにされたい。

記

第1 基本的な考え方

1 今後、魅力ある「レクリエーションの森」の実現に向けて本対策を進めていくに当たっては、「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、これまでの「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと方針転換することを旨として、次の取組を積極的に推進していくものとする。

(1) これまで全国で1,200を超える「レクリエーションの森」を設定してきたところであり、民有林の類似施設を含めると量的に飽和状態にある。こうした状況の下、著しく利用の低位な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在していることから、「レクリエーションの森」ごとの実情を十分踏まえ、廃止を含めて設定自体の見直しを行うものとする。

(2) また、「質的向上」を図る観点から、「利用者に何を提供し、いかに満足度を高めていくか」を念頭におき、活動プログラムや情報提供等のソフト対策、安全対策等の各事項にわたり、利用者が実際に享受できるような取組を推進するものとする。

この場合、本対策が開かれた「国民の森林」としての取組であり、また、国有林野事業の重要な使命の一つである地域振興へ寄与することにも配慮し、地域振興を担う地元自治体はじめ地域関係者のほか、多くの支援者を誘導して整備・管理のための体制づくりを図るとともに、それぞれの地域で自立した取組に向けて「受益者負担」を積極的に求めていくものとする。

2 本対策を進める場合、現状では、「レクリエーションの森」の設定自体が多く、整備及び管理すべき対象が大量に存在することから、同時にその全量について見直し等を行うことは困難と考えられる。

このため、森林管理局においては、周辺の類似施設の設置状況、利用の現状及び見直し、整備又は管理の必要性、緊急性等の地域の実情を踏まえつつ、以下の各事項の取組を進めるものとする。

なお、この場合にあつては、入り込み者の数に応じて、特に対応を図るべき事項や対象地区（実施対象地区）を設定すること等を通じて、重点的かつ効果的な取組を進めていくものとする。

第2 検討体制の整備等

1 森林管理局長は、所管する「レクリエーションの森」の設定の見直し、整備・管理及び活用の取扱いを検討する場合、あらかじめ次の事項に留意して「レクリエーションの森」に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催するものとする。

(1) 検討委員会は、原則として森林管理局ごとに設けること。

(2) 検討委員会は、学識経験者、地方公共団体、商工・観光団体、教育関係機関、自然保護団体、ボランティア団体、民間事業体等の代表者により構成すること。

(3) 検討委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができること。

2・3（略）

第3 設定の見直し

森林管理局長は、別添1「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」に基づき、「レクリエーションの森」ごとの担うべき役割や周辺の類似施設の設置状況等を勘案しながら、利用の現状及び見直し、整備の実現可能性、地元自治体はじめ地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すものとする。

第5 施設の整備

森林管理局長は、「レクリエーションの森」内に施設の整備を計画しようとするときは、「レク

リエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)等既存通達の関連規定のほか、別添3「「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」に基づき、具体的な取扱いを検討した上で、取組を進めていくものとする。

第7 安全対策

森林管理局長は、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全対策を進めていくものとする。

なお、別添5「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。

- (1) 利用者の体力や能力等を念頭において危険等を認識させるためのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (2) 施設管理者等による施設の点検・維持管理を行うこと。
- (3) 緊急時対応に係る連絡体制・サポート体制の整備等の事故処理措置を行うこと。
- (4) 関係者に対する傷害保険及び賠償責任保険への加入促進の誘導に努めること。

第9 ソフト対策

森林管理局長は、特に次の事項に留意して、利用者ニーズに即したソフト対策を進めていくものとする。

なお、別添6「「レクリエーションの森」のソフト対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。

- (1)～(4) (略)

第10 整備・管理体制の充実

1 協議会の設置等

- (1) 森林管理署長又は森林管理署支署長(当該国有林野が森林管理局において直轄で管理経営されている場合は森林管理局長。以下「森林管理署長等」という。)は、現行の整備・管理体制で適当と認められる場合等を除き、地元自治体はじめ地域関係者等の協力を得て「「レクリエーションの森」管理運営協議会」(以下「新たな協議会」という。)の設置に努めるものとする。

なお、別添7「「レクリエーションの森」管理運営協議会設置標準」に新たな協議会の設置に関する細部の取扱いを定めたので、森林管理署長等はこれに基づき適切に指導するものとする。

- (2) (略)

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表1-(1)-10 東北森林管理局管内におけるレクリエーションの森の設定数の推移(平成17～26年度)

区 分	年 度									
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
自然休養林	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
自然観察教育林	51	50	47	45	46	46	46	46	46	46
森林スポーツ林	13	12	12	12	11	11	11	11	11	11
野外スポーツ地域	52	52	51	47	47	45	44	44	44	44
風景林	94	92	87	86	86	86	86	86	86	86
風致探勝林	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(計)	223	219	210	203	203	201	200	200	200	200

(注) 1 東北森林管理局の資料に基づき当局が作成した。

2 各年度4月1日現在の設定箇所数である。

図表 1-(1)-11 利用が低位にある地区の設定の廃止について

<p>○ リフレッシュ対策要領 別添1「レクリエーションの森」の設定の見直し指針（抜粋）</p> <p>第2 具体的な見直し方針</p> <p>「レクリエーションの森」の設定の見直しは、<u>地元自治体をはじめ幅広い地域関係者、参画する事業者等の意見を十分勘案するとともに、各地域の振興計画等との調整を図りつつ、以下に基づき行うものとする。</u></p> <p>1 次の事項のいずれかに該当する場合（次の2によりタイプ区分を変更する場合を除く。）には、「レクリエーションの森」の<u>廃止、単独施設化、区域の変更又は統合を検討するものとする。</u></p> <p>(1) 「レクリエーションの森」の<u>主要なアクセス道の路線変更等によって、当該地区の設定目的が消失していると認められる場合には、原則として廃止すること。</u></p> <p>(2) <u>現に利用が著しく低位にある地区であって、</u></p> <p>ア <u>周辺に類似施設が整備されている等、設定を継続する必要性が低いと認められる場合には、原則として廃止すること。</u></p> <p>イ <u>地元自治体やこれまで管理等を担ってきた関係団体が特に設定を継続することを期待しない場合には、必要に応じて廃止すること。</u></p> <p>(3) <u>施設の老朽化等の進行が著しく、かつ地元自治体はじめ地域関係者等の協力を含めても必要な維持管理のための取組体制が整備できない地区であって、</u></p> <p>ア <u>特定箇所の立入禁止等の措置を講じても利用者の安全性を確保できないと認められる場合には、廃止すること。</u></p> <p>イ <u>ア以外の場合には、安全対策の実施と併せて、必要に応じて単独施設化、区域の変更を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>施設の設置計画のうち主要な施設に係る今後の整備及び維持管理が見通し難い場合には、必要に応じて当該「レクリエーションの森」における主要な施設の規模、集客効果等を勘案して廃止、単独施設化及び区域の変更を行うこと。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-12 管理経営方針書へのレクリエーションの森の利用者数等の記載について

<p>○ レクリエーションの森の管理経営について（昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通達。最終改正平成 24 年 12 月 28 日）（抜粋）</p> <p>別紙様式（第 2 の 5 関係）</p> <p>（管理経営方針書の様式 （略））</p> <p>（表の注書き）</p> <p>6. 第 2 の 1 のその他特記すべき事項欄には、<u>当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移及びその他特記すべき事項欄について記載する。</u></p> <p>7. 第 2 の 2 のレクリエーション利用の目標欄には、<u>当該レクリエーションの森の需要動向、望ましい利用形態等を予測し、新たな利用区分に応じて重点的に推進すべきレクリエーション施策等について記載する。</u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-13 東日本大震災で被災したレクリエーションの森（矢本自然観察教育林、仙台自然休養林〔海浜地区〕）の国有林野施業実施計画書における選定理由の記述について

< 矢本自然観察教育林 >

- 第三次国有林野施業実施計画書（宮城北部森林計画区）（計画期間：平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日）（抜粋）

（選定理由）

臨海工業地帯の中にある緑地空間で、アカマツ、クロマツの海岸林と豊富な海浜植物や海岸砂地としては珍しい湿原干潟が随所にみられる等貴重な自然の姿が保たれており、散策、自然探勝、避暑、ピクニック等自然観察に適している。



【第四次国有林野施業実施計画書（計画期間：平成 26 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日）】

東日本大震災により海岸林及び施設等が流出していることから、今後の取扱いについて関係機関と調整していくこととする。なお、当該地は、臨海工業地帯の中にある緑地空間で、アカマツ、クロマツの海岸林や随所にみられる湿原干潟等、散策、自然探勝、避暑、ピクニック等自然観察に適していた。

< 仙台自然休養林〔海浜地区〕 >

- 第四次国有林野施業実施計画書（宮城南部森林計画区）（計画期間：平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）（抜粋）

（選定理由）

都市生活の空間的森林として風致的に優れており、ハイキング、野外スポーツ、自然探勝、自然観察に適している。



【変更計画（平成 25 年 3 月第二次変更）】

都市生活の空間的森林として風致的に優れており、ハイキング、野外スポーツ、自然探勝、自然観察に適している。

（注）下線は当局が付した。

(2) 計画的な管理運営の実施

通 知 事 項	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号。以下「管理経営規程」という。）において、国有林野は、重視すべき機能に応じて五つの機能類型に区分されており、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とすべき国有林野は森林空間利用タイプとされている。</p> <p>レクリエーションの森は、森林管理局長が、管理経営規程第 13 条第 5 項の規定に基づき、森林空間利用タイプの国有林野から、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められるものを選定し、林野庁長官の承認を得て決定される。その際、森林管理局長は、次のとおり、諸計画において必要事項を定めるとともに、管理経営に関する事項を定めることとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-1</p> <p>図表 1-(2)-2</p>
<p>ア 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画における規定</p> <p>森林管理局長は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき 5 年ごとに策定する地域管理経営計画において、レクリエーションの森における管理経営の指針（以下「管理経営指針」という。）を定めることとされている。</p> <p>また、管理経営規程第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、地域管理経営計画等に即して 5 年ごとに策定する国有林野施業実施計画において、レクリエーションの森の名称、区域、選定理由等を定めることとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-3</p>
<p>イ 管理経営方針書の作成</p> <p>森林管理局長は、レクリエーションの森管理経営方針書作成要領（「レクリエーションの森の管理経営について」（昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通達）別添 1。以下「方針書作成要領」という。）に基づき、施設の設置及び国有林野の利用に関する具体的な方針を定め、管理経営方針書（以下「方針書」という。）を作成することとされている。</p> <p>また、方針書作成要領に基づき、i) レクリエーション需要の動向等に注意を払い、方針書の内容が常に実態に即するよう留意すること、ii) 地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、全面的に内容の検討を行うこと、iii) レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を方針書により整理することとされている。</p> <p>さらに、施設の整備状況については、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」（昭和 58 年 4 月 1 日付け 58 林野管第 71 号林野庁管理課長通達）に基づき、年度ごとに把握し、毎年度末に整理追記することとされている。</p> <p>なお、方針書作成要領において、方針書は、リフレッシュ対策要領に定める指</p>	<p>図表 1-(2)-4</p> <p>図表 1-(2)-4</p>

針等を踏まえ作成することとされている。

【調査結果】

今回の調査において、当局は、東北5県のレクリエーションの森の中から、設定数が最も多い秋田県及び当局所在地である宮城県を中心に、次の13地区（以下、これらの地区を「調査対象地区」と総称する。）について現地調査を実施した。

- ① 自然休養林6地区：仙台自然休養林（権現森地区、鉤取地区、台原地区、三共地区）、仁別自然休養林、栗駒自然休養林

（注） 仙台自然休養林は、独立して所在する5地区から構成される一つの自然休養林である。本調査では、このうち調査対象とした4地区をそれぞれ1地区として計上している。なお、他の1地区（海浜地区）は、東日本大震災により、森林の大部分が津波で流失している。

- ② 自然観察教育林2地区：宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林、七座山自然観察教育林

- ③ 野外スポーツ地域3地区：鳴子野外スポーツ地域、宮城蔵王烏帽子スキー場
野外スポーツ地域、ジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域

- ④ 森林スポーツ林1地区：竜ヶ森森林スポーツ林

- ⑤ 風景林1地区：竜ヶ森風景林

調査対象地区に係る方針書の作成状況、方針書における記載状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 方針書の作成状況

方針書を作成していない地区が1地区ある。これは、当初、スキー場を順次拡大することを計画しており、その完了時点で方針書を作成することとしていたが、その後の利用者の低迷等により計画が中止となり、平成6年にレクリエーションの森に選定された後、方針書は作成されないまま現在に至っているものである。（ジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域）

イ 方針書の記載状況等

(ア) 調査対象地区のうち方針書が作成されている12地区について、方針書の内容と現況とを比較すると、次のとおり、相違がみられる地区が合わせて11地区ある。

- a 施設の損壊・廃止、整備計画の取りやめ等のため、方針書に記載されている施設が現地に見当たらない等の状況が8地区で確認された。
- b 方針書に記載されていない施設が現地に存在している状況及び区域を拡大し面積を広げたことが方針書に反映されていない状況が7地区で確認された。
- c 区域の一部が地方公共団体に売却された地区又は主要な事業が廃止された地区で、方針書の変更等が行われていない状況が2地区で確認された。

図表1-(2)-5

図表1-(2)-6

図表1-(2)-7

図表1-(2)-8

<p>① 宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林は敷地の一部を平成5年に宮城県に売却しているが、それに伴う方針書の変更は行われていない。</p> <p>② 鳴子野外スポーツ地域の花淵山スキー場は平成14年に廃業したが、レクリエーションの森の設定の見直しは行われておらず、方針書も従前のままである。</p> <p>(イ) 方針書は、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、全面的に内容の検討を行うこととされており、少なくとも5年に1回、地域管理経営計画の策定時には全面的な内容の検討を行わなければならない。</p> <p>しかし、上記11地区について、方針書の最終見直しから当局の調査時点(平成26年8月)までの期間をみると、最も期間が短いものでも9年以上が経過しているほか、i) 10年以上20年未満となっているものが3地区、ii) 20年以上経過しているものが7地区となっており、方針書の見直しが長期間実施されていない。</p>	<p>図表1-(2)-9</p>
<p>ウ 施設の現況の確認方法</p> <p>上記11地区のうち、主要施設であるスキー場が廃止された鳴子野外スポーツ地域を除く10地区を管轄する5署について、施設の現況の確認方法をみると、方針書の施設計画、利用図面等と突き合わせて現況の確認を行うとしているのは2署で、他の3署はそのような方法はとっていない。また、この2署においても、方針書の内容と現況とに相違がみられる事例が生じている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北森林管理局は、レクリエーションの森の計画的な管理運営を推進する観点から、施設の整備状況及び整備計画の把握を適切に実施し、現況を反映した方針書を適時・的確に作成する必要がある。</p>	<p>図表1-(2)-10</p>

図表 1-(2)-1 レクリエーションの森の選定について

- 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日 農林水産省訓令第 2 号。最終改正平成 25 年 3 月 29 日）（抜粋）

（国有林野の機能類型）

第 3 条 国有林野の要存置林野は、その有する諸機能のうち第一に発揮すべき機能によって次に掲げる類型に区分するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 森林空間利用タイプ

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 森林空間利用タイプは、国民に憩いと学びの場を提供し、又は豊かな自然景観や歴史的風致を構成する観点から、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とすべき国有林野をいう。

5・6 (略)

（計画の内容）

第 13 条 1～4 (略)

5 前条第 2 項第 8 号のレクリエーションの森は、第 3 条第 4 項に規定する森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現状及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。

- 国有林野管理経営規程の運用について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 3 号。最終改正平成 24 年 12 月 19 日）（抜粋）

25 第 13 条第 5 項について

(1) レクリエーションの森の選定は、「レクリエーションの森の選定調査実施要領について」（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 林野計第 326 号林野庁長官通達）に基づく調査等に従って行うものとする。

(2) (略)

- レクリエーションの森の選定調査実施要領（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 林野計第 326 号林野庁長官通達。最終改正平成 25 年 3 月 5 日）（抜粋）

1 調査の目的

国有林野における国民の保健・文化的利用の増進のための施策は、森林レクリエーションに対する将来の需要の動向に即応するよう計画的に実施しなければならない。

このため、国有林野の観光レクリエーション資源を総合的体系的に把握して、国民の保健・文化的利用のために特に重要な国有林野の区画、施策方針等の施策の基本を明らかにし、レクリエーションの森の設定に係る国有林野施業実施計画樹立の指針とするため、国有林野施業実施計画の樹立に先立ち、森林計画区の全体を対象に、レクリエーションの森選定調査を実施するものである。

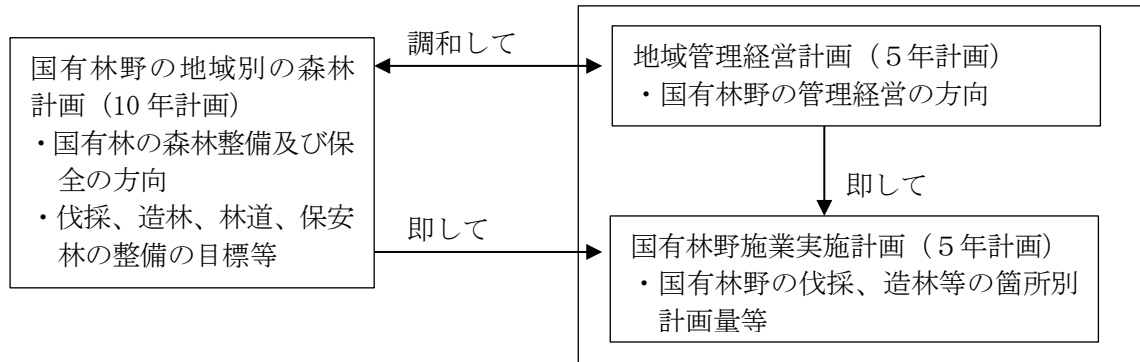
（注）下線は当局が付した。

図表 1-(2)-2 森林管理局長が定める地域における国有林野の諸計画

森林管理局長は、国有林野に関して、次の計画を定めることとされている。

- 1 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、国有林の森林整備及び保全の報告、伐採、造林、保安林の整備の目標などについて 10 年を 1 期として「国有林の地域別の森林計画」を定める。

- 2 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）に基づき、
- ① 「国有林の地域別の森林計画」と調和を保ちつつ、森林や林道、レクリエーション施設、貸地等の土地も含めた国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量などについて、5 年を 1 期として「地域管理経営計画」を 5 年ごとに定める。
- ② 「国有林の地域別の森林計画」と「地域管理経営計画」に即して、国有林野の箇所別の具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などについて、5 年を 1 期として「国有林野施業実施計画」を 5 年ごとに定める。



- (注) 1 東北森林管理局の資料に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-3 レクリエーションの森の名称及び区域、管理経営指針について

- 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）（抜粋）
- （地域管理経営計画）
- 第 6 条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第 7 条の 2 第 1 項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、5 年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、5 年を 1 期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「地域管理経営計画」という。）を定めなければならない。
- 2～6（略）
- 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日 農林水産省訓令第 2 号。最終改正平成 25 年 3 月 29 日）（抜粋）
- （計画事項の細目）
- 第 4 条 法第 6 条第 1 項の地域管理経営計画において定める事項の細目は、次のとおりとする。
- (1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- ア 国有林野の管理経営の基本方針
- イ 機能類型に応じた管理経営に関する事項
- (ア)・(イ)（略）
- (ウ) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
- (エ)・(オ)（略）
- (2)～(8)（略）
- （計画の細目等）
- 第 12 条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) レクリエーションの森の名称及び区域

(9) (略)

○ 国有林野管理経営規程の運用について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 3 号。最終改正平成 24 年 12 月 19 日）（抜粋）

4 第 4 条第 1 号について

(ア) から (オ) の管理経営の指針（以下「管理経営指針」という。）については、森林の現況及び発揮すべき機能に応じて、伐採、更新、保育、施設の設置等について定めるものとし、森林計画における立木の伐採、造林並びに間伐及び保育の標準的な方法、法令により施業について制限を受けている森林の施業方法、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け 元林野経第 25 号林野庁長官通達）等を踏まえて、…（中略）…森林空間利用タイプはレクリエーションの森の種類等の別に、…（中略）…明らかにするものとする。…（以下省略）…

25 第 13 条第 5 項について

(1) (略)

(2) レクリエーションの森については、国有林野施業実施計画に即し、「レクリエーションの森の管理経営について」（昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通達）に基づき、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-4 管理経営方針書の作成について

○ レクリエーションの森の管理経営について（昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通達。最終改正平成 24 年 12 月 28 日）（抜粋）

別添 1 レクリエーションの森管理経営方針書作成要領

第 1 目的

この要領は、国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 13 条第 5 項の規定に基づき、国有林野施業実施計画においてレクリエーションの森として選定された国有林野について、施設の設置その他利用に関する方針の策定手続を定めることにより、国有林野を国民の保健休養の用に供する事業（以下「森林レクリエーション事業」という。）の計画的、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

第 2 管理経営方針書の作成

森林管理局長は、「国有林野管理経営規程の運用について」（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 3 号林野庁長官通達）の 24 に基づき、レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする。…（以下省略）…

1 作成の単位

管理経営方針書は、地形、交通条件、レクリエーション利用の形態等からみて有機的に関連した地域を形成し、同一の管理経営方針書を作成することが適当と認められるレクリエーションの森（以下「森林レクリエーション地区」という。）ごとに作成するものとする。

2 作成又は変更

(1) 作成

森林管理局長は、レクリエーションの森が選定されたときは、速やかに管理経営方針書を作成し、その写しを林野庁長官に提出するものとする。

(2) 変更

ア 森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に変動があったため、必要と認めるときは、管理経営方針書を変更することができるものとする。

イ 管理経営方針書を変更した場合は、速やかに必要な図面等を添えて林野庁長官に提出するものとする。

3 記載事項

管理経営方針書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 現況

ア レクリエーションの森の名称、位置及び面積

イ 地況及び林況

ウ 交通条件、水利状況、電気通信施設その他公共施設の状況等

エ レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等

オ 自然公園の指定その他法令による制限の状況

(2) 管理経営の基本方針

ア レクリエーション利用の目標

イ 新たな利用区分に関する基本方針

ウ 施設の整備・維持管理の基本方針

エ 森林の景観対策等の基本方針

オ 安全対策に関する基本方針

カ 受益者負担の収受及び活用に関する基本方針

キ ソフト対策に関する基本方針

ク 整備・管理体制に関する基本方針

4 作成又は変更上の留意事項

管理経営方針書は、利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮するとともに、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。）に定める指針等を踏まえ作成するものとし、特に次の事項に留意するものとする。

(1)～(8) (略)

5 様式

管理経営方針書は、別紙様式の例により作成するものとする。

6 点検

森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するものとし、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする。

7 実施状況の整理

森林管理局長は、レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を管理経営方針書により整理するものとする。

第 3 関係者の意見聴取等

1 意見の聴取

森林管理局長は、管理経営方針書を作成、変更又は廃止しようとする場合において、必要と認めるときは、地元市町村長の意見を聴くものとする。

2 1 の場合において、森林管理局長は、必要があると認められるときは、国有林野管理審議会の意見を聴くものとする。

3 管理経営方針書の作成又は変更の通知

森林管理局長は、管理経営方針書を作成し、又は変更したときは、その写しを関係森林管理署長、支署長又は森林管理事務所に通知するとともに、併せて該当する部分を地元市町村に通知するものとする。

別紙様式（第2の5関係）

（注書き）

9. 第2の2の施設の整備・維持管理欄には、リフレッシュ対策要領別添3「「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」を参考に検討の上、今後、整備すべき施設状況及び整備内容並びに施設の維持管理方法等について記載する。なお、施設の現状及び整備計画を別表に整理して記載する。

○ レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて（昭和58年4月1日付け58林野管第71号林野庁管理課長通達。最終改正平成25年2月）（抜粋）

6 作成要領第2の7の取扱いについて

施設の整備状況を年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記するものとする。

（注）下線は当局が付した。

図表1-(2)-5 現地調査対象地区（所在地別）

所在県	管轄森林管理署	レクリエーションの森の名称	所在地（市町村）	
秋田県	米代西部森林管理署	七座山自然観察教育林	能代市	
	米代東部森林管理署	竜ヶ森森林スポーツ林	北秋田市	
		竜ヶ森風景林	北秋田市、大館市	
	秋田森林管理署	仁別自然休養林	秋田市	
	秋田森林管理署湯沢支署	栗駒自然休養林	東成瀬村	
		ジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域	東成瀬村	
宮城県	宮城北部森林管理署	鳴子野外スポーツ地域	大崎市	
	仙台森林管理署	仙台自然休養林	権現森地区	仙台市
			鈎取地区	仙台市
			台原地区	仙台市
			三共地区	仙台市
		宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	蔵王町	
		宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	蔵王町	

（注）「所在地（市町村）」は、レクリエーションの森の区域のうち、現地調査を実施した区域が所在している市町村名を挙げたものである。

図表1-(2)-6 方針書を作成していない地区（ジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域）について

○ 第四次国有林施業実施計画書（雄物川森林計画区）（計画期間：平成22年4月1日～27年3月31日）（抜粋）

（選定理由）

国有林に隣接した村営の柳沢放牧場を活用したスキー場で、大森山山麓の地域開発と一体となった利用計画があり、スキー場規模としては雄勝地方では最大となる。

〔方針書を作成していない理由に関する東北森林管理局の説明〕

国有林の大森山山麓のスキー場の利用計画が具体化した時点で方針書を作成する予定であったが、村営の柳沢放牧場を活用したスキー場の利用者が低迷し、計画が中止となったため、方針書が作成されないままとなっている。

（注）当局の調査結果による。

図表 1-(2)-7 方針書の内容と現況が相違している地区

① 方針書に記載されている施設が現地にはない	
地区名	内 容
仙台自然休養林(三共地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、トイレ、自転車置き場等を整備することになっているが、計画の取りやめにより実現されていない。 ・ 東屋について、2か所整備済み、2か所整備予定となっているが、整備済みの1か所が廃止され、現在は3か所となっている。
仙台自然休養林(台原地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレが廃止され、建物は資材置き場等に転用されている。
仁別自然休養林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林間学校(宿泊施設)を整備することになっているが、計画の取りやめにより設置は実現されていない。 ・ 給水施設6か所を整備することになっているが、計画の取りやめにより実現されていない。
栗駒自然休養林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野鳥の森の観察小屋が損壊により廃止されている。 ・ 有料道路(秋田県道栗駒有料道路)があるとされているが、現在、当該道路は一般道路(秋田県道282号線)になっている。
宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野鳥観察広場を整備することになっているが、計画の取りやめにより整備されていない。
七座山自然観察教育林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水飲み場が3か所整備済みとなっているが、損壊のため現在は1か所のみ残っている。
宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフト14本が整備済みとされているが、5本が廃止され、現在は9本となっている。 ・ 烏帽子岳山頂に避難小屋を整備することになっているが、計画の取りやめにより実現されていない。
竜ヶ森風景林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道(大湯津内沢線)が整備済みとなっているが、路面荒廃のため廃止されている。
② 方針書に記載されていない施設が現地にはある	
地区名	内 容
仙台自然休養林(権現森地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道として整備していない道(表参道コース)が、案内標識等にも表示されている。
仙台自然休養林(鉤取地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道(シジュウカラ線)が整備されている。
仙台自然休養林(台原地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ(1か所)及び東屋(1か所)が整備されている。
仁別自然休養林	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリングロードが整備されている。
栗駒自然休養林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野営場の管理棟が整備されている。 ・ テントサイトを25か所整備することになっているが、38か所整備されている。
鳴子野外スポーツ地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の面積が216.77haとなっているが、国体開催の際に拡大され、403.85haとなっている。
竜ヶ森風景林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望台が整備されている。 ・ 登山道(寒沢線)が整備されている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-8 区域の一部が地方公共団体に売却されたこと又は主要な事業が廃止されたことに伴う方針書の変更等が行われていない地区

地区名	内 容
宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	<ul style="list-style-type: none"> 同地区には、宮城県が昭和 49 年に「蔵王野鳥の森」を開設し、遊歩道、東屋、ベンチ、標識類を整備してきた。 平成 5 年、東北森林管理局は、翌年度の「全国野鳥保護のつどい」に合わせて施設の整備拡充を図りたいとする県の要請を受け、敷地の国有林野約 78 haのうち約 17 haを県に売却した。これにより、区域の一部及び県の設置施設は、自然観察教育林の区域外となった。しかし、それに伴う方針書の変更は行われていない。
鳴子野外スポーツ地域	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年に、花梨山スキー場が廃業した。その後、施設設置者（第三セクター）は会社を清算し、債務は別会社に承継された。 東北森林管理局は、施設設置者等に対し、土地使用料の納入、原状回復措置を求めてきた。平成 24 年度には、土地使用料に係る債権放棄を行い、引き続き施設の収去、土地明渡しを求めている。しかし、野外スポーツ地域の設定の見直しは行われておらず、方針書も従前のままとまっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-9 方針書の最終更新時期

方針書の名称及び該当するレクリエーションの森	上段：作成時期 下段：最終更新時期	最終更新から当局調査時点(平成 26. 8. 1)までの期間
白石森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	昭和 53 年 4 月 10 月 昭和 58 年 12 月 24 日	⇒30 年 7 か月
羽根山森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・七座山自然観察教育林	昭和 50 年 7 月 4 日 昭和 59 年 8 月 31 日	⇒29 年 11 か月
仙台森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・仙台自然休養林（権現森地区） ・仙台自然休養林（鉤取地区） ・仙台自然休養林（台原地区） ・仙台自然休養林（三共地区）	昭和 46 年 3 月 22 日 昭和 62 年 12 月 1 日	⇒26 年 8 か月
鳴子森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・鳴子野外スポーツ地域	昭和 52 年 8 月 26 日 平成元年 7 月 17 日	⇒25 年
竜ヶ森森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・竜ヶ森風景林	昭和 56 年 11 月 12 日 平成 7 年 9 月 1 日	⇒18 年 11 月
西栗駒森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・栗駒自然休養林	昭和 52 年 12 月 26 日 平成 9 年 4 月 25 日	⇒17 年 3 か月
白石森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・宮城蔵王野鳥帽子スキー場野外スポーツ地域	昭和 53 年 4 月 10 日 平成 13 年 7 月 26 日	⇒13 年
太平山・男鹿森林レクリエーション地区管理経営方針書 ・仁別自然休養林	昭和 54 年 6 月 19 日 平成 17 年 2 月 2 日	⇒9 年 6 か月

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「森林レクリエーション地区」とは、地形、交通条件、レクリエーション利用の形態等からみて有機的に関連した地域を形成し、同一の管理経営方針書を作成することが適当と認められるレクリエーションの森のことである（図表 1-(2)-4 参照）。

図表 1-(2)-10 施設の現況の確認方法

調査対象地区	管轄森林管理署等	方針書（施設計画、利用計画図面等）との突き合わせ確認の有無	
			現況等の確認方法
七座山自然観察教育林	米代西部森林管理署	×	既存マップ及び貸付契約添付図面により地元市との打合せ等を行い確認。実施時期は特に定めていない。
竜ヶ森風景林	米代東部森林管理署	○	平成 26 年は、5 月 22 日に大館市側を、7 月 10 日に北秋田市側を現地確認。デジタルカメラで撮影の上、施設計画等と突き合わせて確認
仁別自然休養林	秋田森林管理署	○	国有林野貸付契約書等とも突き合わせて確認。現地確認も実施。実施時期は不定期
栗駒自然休養林	秋田森林管理署湯沢支署	×	主に方針書の施設計画箇所を対象に、通常点検時に合わせて確認
仙台自然休養林 権現森地区、鉤取地区、 台原地区、三共地区	仙台森林管理署	×	保護管理協議会の定期会合時（毎年 6 月頃）に、施設計画等に変更がないか口頭により確認
宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林		×	施設計画等の変更があった時に、現地確認を実施
宮城蔵王烏帽子スキー場 野外スポーツ地域			

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「方針書（施設計画、利用計画図面等）との突き合わせ確認の有無」欄において、「○」印は突き合わせて確認を行っている場合を示し、「×」印はそのような確認を行っていない場合を示している。

2 安心・安全な利用環境の整備

(1) 施設の整備及び維持管理

通 知 事 項	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>レクリエーションの森には、遊歩道、標識類、休憩施設等の主要施設のほか、キャンプ場、スキー場、体験学習施設、宿泊施設等が設置されてきた。</p> <p>リフレッシュ対策要領においては、レクリエーションの森における施設の整備、点検・維持管理について、次のように定められている。</p> <p>① 森林管理局長は、別添3「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針（以下「整備技術指針」という。）に基づき、自然環境の保全との調和に配慮しつつ施設の整備を行う。</p> <p>その際、遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設の充実を図り、多様な利用者にふさわしい整備を行うとともに、必要に応じてユニバーサルデザインを導入する。また、遊歩道、標識類、休憩施設、トイレ、ベンチ及び園地については、整備技術指針に示された仕様を目安として整備を行う。</p> <p>② 森林管理署及び森林管理支署（以下「森林管理署等」という。）、地方公共団体等は、別添5「レクリエーションの森」における安全対策指針（以下「安全対策指針」という。）を参考に、連携又は役割分担をして、林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設、枯損木等の状況を点検する。また、点検により異常が認められた場合には、事故防止措置として、利用禁止措置を講じた後、応急措置又は改善措置（修繕、更新、廃止・撤去）を実施する。</p> <p>また、レクリエーションの森には、森林管理局が設置した施設のほかに、地方公共団体、民間事業者等が設置した施設がある。</p> <p>これらの施設は、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達）に基づき、地方公共団体、民間事業者等の施設管理者が森林管理署と国有林野の貸付契約又は使用契約を締結し、若しくは使用許可を得て設置しているものである。施設管理者には、当該国有林野の維持保全のほか、施設の利用者の安全確保措置が求められている。例えば、地方公共団体が、森林管理署と国有林野無償貸付契約を締結した場合、注意標識の設置、危険木の処理等を行うこととされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、整備技術指針及び安全対策指針が挙げている遊歩道、休憩施設（ベンチ、東屋等）、標識類を中心に、調査対象地区における施設の整備及び維持管理状況を現地調査した。</p> <p>その結果、次のとおり、設置から長期間が経過し経年劣化が進んでいる施設、山間地域の厳しい自然環境の中、風雨、積雪等により破損したままの施設、整備技術指針及び安全対策指針を踏まえた整備及び維持管理が行われていない施設等がみ</p>	<p>図表2-(1)-1</p> <p>図表2-(1)-2</p> <p>図表2-(1)-3</p> <p>図表2-(1)-4</p>

<p>られた。</p>	
<p>ア 安全性の確保の観点から改善措置が求められる事例</p>	
<p>利用者にとって危険がある状況、区域内の通行に支障を来している状況等が生じていることが8地区で確認された。</p>	<p>図表2-(1)-5</p>
<p>(7) 遊歩道</p>	
<p>① 遊歩道の不具合（遊歩道側面の陥没、木橋の損壊等）がある箇所〔3地区3事例：国管理1、地方公共団体管理2〕</p>	
<p>② 遊歩道からの転落防止措置に欠損（転落防止柵の破損、転落防止用ロープの脱落等）がある箇所〔2地区3事例：地方公共団体管理2、管理者不明1〕</p>	
<p>③ 危険箇所を示す情報が現地において適切に提供されていない箇所</p>	
<p>i) 通行禁止の遊歩道があることが、区域内の散策コースを示す案内板には示されておらず、利用者は遊歩道入口で「通行止め」の表示を見て、初めて知ることとなる箇所〔1地区2事例：国管理2〕。</p>	
<p>また、うち1か所は、一方の入口にしか表示がないため、他方の入口にいる利用者はそのまま進入してしまうおそれがある。</p>	
<p>ii) レクリエーションの森への入口に設置された案内標識の地図に、計5か所の入口が表示されているが、うち1か所は進入禁止となっていることを表示していない箇所〔1地区1事例：国管理1〕</p>	
<p>iii) 遊歩道が溪流の対岸に続く散策コースにおいて、そのまま溪流を渡るのは危険であること及び上流部に渡る場所があることを知らせる標識が設置されているが、当該標識が劣化して表示の判読が困難な箇所〔1地区1事例：国管理1〕</p>	
<p>④ 遊歩道及びその周辺に障害物（倒木、繁茂した植物、落下した丸太、杭等）がある箇所〔7地区11事例：国管理5、地方公共団体管理6〕</p>	
<p>(4) 木道</p>	
<p>湿原に設置された木道に不具合（破損、腐食、劣化等）がある箇所〔1地区5事例：地方公共団体管理5〕</p>	
<p>(5) 吸い殻入れ</p>	
<p>整備技術指針において、山火事防止等のため、原則として、設置しないとされている吸い殻入れが、現在も設置され使用されている箇所及び使用を呼び掛ける看板がある箇所〔3地区4事例：国管理3、地方公共団体管理1〕</p>	<p>図表2-(1)-6 図表2-(1)-7</p>
<p>イ 利便性の確保の観点から改善措置が求められる事例</p>	
<p>利用者向けの施設が使えない状況、施設を利用する上で必要な情報が利用者へ提供されていない状況等が生じていることが6地区で確認された。</p>	<p>図表2-(1)-8</p>
<p>(7) 休憩施設</p>	
<p>① 損壊又は倒壊したベンチ及び東屋が、利用することができない状態で放置されている箇所〔3地区7事例：国管理3、地方公共団体管理4〕</p>	

<p>② ピクニック広場が利用できない状態（植物の繁茂、鉄廃材の放置）となっている箇所〔1地区1事例：国管理1〕</p> <p>③ 水飲み場の水道が止栓されており利用することができない箇所〔1地区1事例：地方公共団体管理1〕</p> <p>(イ) トイレ 区域内に設置された2か所のトイレについて、i) 現地には設置場所を示す案内表示がなく、ii) 一つが使用禁止となっていることを知らせる情報が利用者に提供されていない箇所〔1地区1事例：地方公共団体管理1〕</p> <p>(ウ) 野営場 利用が困難な状態（飲料水の供給不可、老朽化による施設の倒壊のおそれ等）となっている箇所〔1地区3事例：地方公共団体管理3〕</p> <p>(エ) 遊歩道 ① レクリエーションの森に通じる遊歩道入口付近に、森林管理署以外の者により獣害防止用のフェンスが設置されており、遊歩道への通行を妨げている箇所〔1地区1事例：国管理1〕</p> <p>② 車両の進入を防止するため、レクリエーションの森に通じる遊歩道入口にロープを張っているが、ロープには「関係者以外立入禁止」と表示された札が下げられており、利用者に立入禁止と誤解される箇所〔1地区1事例：国管理1〕</p>	
<p>ウ 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例</p> <p>標識類は現地を安心・安全に通行する上で重要な施設であり、整備技術指針においては、その機能に応じ設置場所、表示内容等が示されている。</p> <p>しかし、目的地への方向及び距離が示されていないもの、現況と異なっているもの等が10地区で確認された。</p> <p>(ア) 案内標識・誘導標識の未設置</p> <p>① レクリエーションの森の入口となっている遊歩道の位置を示す案内表示が現地に設置されていないため、利用者が困惑するおそれのある箇所〔2地区2事例：国管理1、地方公共団体管理1〕</p> <p>② 遊歩道の分岐点等において、利用者に目的地への方向及び行き先を示す誘導標識が設置されていない箇所〔7地区14事例：国管理7、地方公共団体管理7〕</p> <p>③ 四叉路となっている分岐点において、1方向を示す誘導標識だけが設置されており、他の3方向を示す誘導標識は設置されていない箇所〔1地区1事例：地方公共団体管理1〕</p> <p>(イ) 案内標識と現況との相違 実際には設置されていないトイレが案内標識（案内板）に掲載されているなど、案内標識（案内板）の表示内容が現況と異なっている箇所〔4地区9事例：国管理8、地方公共団体管理1〕</p>	<p>図表2-(1)-9</p> <p>図表2-(1)-10</p> <p>図表2-(1)-11</p>

<p>(ウ) 標識類の維持管理が不十分</p> <p>設置されている標識類について、破損又は倒伏している箇所、又は表面の文字が退色等により判読不能となっている箇所〔7地区 24 事例：国管理 4、地方公共団体管理 20〕</p>	<p>図表 2-(1)-12</p>
<p>エ 放置物の撤去措置が求められる事例</p> <p>放置物（不要となった標識、破損した消火液容器）が現場に放置されている箇所〔3地区 3 事例：国管理 1、地方公共団体管理 2〕</p> <p>東北森林管理局は、上記 98 事例のうち 41 事例（41.8%）については従前から把握していたとしているが、同局又は地方公共団体において必要な措置が講じられないまま現在に至っている。</p> <p>なお、当局が秋田県及び宮城県に確認したところ、両県とも整備技術指針を承知しておらず、施設の整備に当たって参考にしたことはないとしている。整備技術指針には、地方公共団体等を対象にするとは明記されていないが、施設の整備の一体性を確保するためには、地方公共団体等にも一定の理解と協力を求めることが必要と考えられる。</p> <p>東北森林管理局及び地方公共団体は、施設の維持管理予算の確保が厳しい状況にあり、今後、改善措置を要する全ての施設について、同時に対応に着手することは困難と考えられる。しかし、現地の一部にみられる疲弊した状況を改善し今後の荒廃を防ぐとともに、リフレッシュ対策要領が目指す利用者ニーズに即した質的向上を実現するためには、中長期的な対策も視野に入れつつ、実現可能な対策から着手していくことが求められる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北森林管理局は、利用者の安全性及び利便性に配慮したレクリエーションの森の施設の整備及び維持管理を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林管理署等が設置管理する施設で、整備又は修繕、更新等の改善措置が必要なものについては、整備技術方針、安全対策指針等を踏まえ、優先順位を検討して計画的に所要の措置を講ずること。</p> <p>また、改善措置の実現可能性がない場合には、当該施設の供用廃止又は撤去を検討すること。</p> <p>② 地方公共団体等が設置管理する施設で、整備又は修繕、更新等の改善措置が必要なものについては、整備技術方針、安全対策指針等の趣旨を踏まえ、優先順位を検討して計画的に所要の措置を講じるよう地方公共団体等に要請すること。</p> <p>また、改善措置の実現可能性がない場合には、当該施設の供用廃止又は撤去を検討するよう地方公共団体等に要請すること。</p>	<p>図表 2-(1)-13</p>

図表 2-(1)-1 整備技術指針（抜粋）

<p>第1 趣旨</p> <p>優れた自然の中でゆとりと満足を実際に体験・享受できるようにしたいとする利用ニーズに即して、「レクリエーションの森」の施設の配置及び整備技術の指針を定め、<u>自然環境の保全との調和に配慮しつつ当該施設の適切な整備を行うものとする。</u></p> <p>第2 基本的事項</p> <p>「レクリエーションの森」の施設の配置及び整備は、次を基本として行うものとする。</p> <p>1 施設の配置の考え方</p> <p>(1) <u>利用者の望ましい体験活動を念頭におき、想定される利用形態、利用の動向、利用者の年齢・体力等と設置後の維持管理の可能性に応じて、適切な種類、設置量、規模を決定すること。</u></p> <p>(2) <u>自然環境の保全との調和に十分配慮して過度の施設等の整備を回避し、慎重に個別位置を決定すること。</u></p> <p><u>なお、遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じてその充実を図ること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 施設の整備技術の考え方</p> <p>(1) <u>利用者の満足度を高めることを念頭に置き、快適で安全・安心のできる体験活動に資するよう整備すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>多様で幅広い利用者層を念頭に置き、それにふさわしい施設の整備を行うとともに、必要に応じてユニバーサルデザインを導入すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 主な施設別事項</p> <p>「レクリエーションの森」内の<u>遊歩道、標識類、休憩施設、トイレ、ベンチ及び園地</u>については、<u>次を目安に整備するものとする。</u></p> <p>1 遊歩道 (略)</p> <p>2 木道・栈道・木橋 (略)</p> <p>3 標識類 (略)</p> <p>4 休憩施設 (略)</p> <p>6 ベンチ (略)</p> <p>5 トイレ (略)</p> <p>7 園地 (略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-2 安全対策指針（抜粋）

<p>第3 事故防止措置</p> <p>1 施設等点検の実施</p> <p><u>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>点検の対象</u></p> <p>ア <u>林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設</u></p> <p>イ <u>施設に隣接する森林内であって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等</u></p> <p>ウ <u>その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所の把握</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 点検結果に基づく事故防止措置の実施</p> <p><u>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、上記1の点検結果等現地の実態を</u></p>
--

踏まえ、別紙3「施設等点検のフローチャート」を参考に事故防止措置を講ずるものとする。

(1) 事故防止措置等

ア 点検により異常があると認められた場合には、注意警告、ロープ等による当面の利用禁止措置を講ずること。

イ アの措置後、必要に応じ専門家を含め、再点検を行った結果、応急措置により利用可能であるものを除き、利用禁止措置を継続すること。

ウ 利用禁止措置を継続している場合には、施設設置・管理者が中心となって改善方法の検討を行い、施設等の「修繕」、「更新」、「廃止・撤去」等を判断すること。

エ ウの措置に当たって、施設等の設置・管理者は別紙2の「施設等点検表別表」を活用し、点検及び措置結果を記録すること。

(2) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-3 国有林野の貸付け又は使用について

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）（抜粋）

（国有林野の貸付け、売払い等）

第 7 条 第 2 条第 1 項第 1 号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

二～五（略）

2（略）

（無償貸付け等）

第 8 条の 2 農林水産大臣は、国有林野を次に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体…（中略）…に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

一～四（略）

五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2（略）

○ 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号）（抜粋）

（公用、公共用施設等）

第 5 条 法第 8 条の 2 第 1 項第 5 号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設

○ 国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通達。最終改正平成 26 年 4 月）（抜粋）

第 2 国有林野の貸付け及び使用の方針

2 用途

(1) 国有林野の貸付け又は使用は、原則として次に掲げる場合に行うものとする。…（以下省略）…

ア・イ（略）

ウ 「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」（昭和 48 年 9 月 26 日付け林野管第 173 号林野庁長官通知）の第 2 及び「森林空間総合利用整備事業実施要領」（昭和 62

年2月9日付け62林野業二第27号林野庁長官通知)の第4の定めるところにより作成した管理経営方針書(以下「レクリエーションの森管理経営方針書」という。)に基づき設置する施設(以下「レクリエーションの森施設」という。)の用に供する場合

(2) (略)

3 運用方針

(1) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則として法第7条の規定に基づき契約により行うものとする。ただし、…(中略)…レクリエーションの森施設の用に供される場合…(中略)…にあつては、次に掲げる場合を除き、…(中略)…許可により行うものとする。

ア 法第8条の2又は第8条の3の規定に該当する場合

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則として次に掲げる場合を除き、その対価を有償とし、かつ、減額しないものとする。…(以下省略)…

ア 法第8条の2第1項各号に掲げる施設の用に供する場合

国有林野の管理経営に関する法律施行令(昭和29年政令第121号。以下「令」という。)第5条第6号の「その他の公衆の福祉及び厚生のための施設」とは、地方公共団体が設置する遊歩道、登山道、公衆便所、停留所、指導標、防犯灯、救護施設、治山・砂防施設に係る作業道…(中略)…災害防止施設…(中略)…をいう。

イ～オ (略)

(4)・(5) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表2-(1)-4 国有林野の無償貸付契約における借受者の義務について

○ 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達。最終改正平成26年4月)(抜粋)

第3 法に基づく契約による貸付け又は使用

11 貸付契約書又は使用契約書

国有林野を貸し付け、又は使用させる場合は、…(中略)…別紙様式2及び別紙様式4を標準とし、…(中略)…契約書を作成するものとする。

(1)～(4) (略)

別紙様式4 (第3の11関係)

国有林野無償貸付契約書

貸付者国(以下「甲」という。)と借受者(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有林野の貸付契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

(実地調査等に係る義務)

第8条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況(状況写真を含む。)その他の事項について報告を求め又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第10条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。
- (3)・(4) (略)

(安全確保義務)

第13条 乙は、第3条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第4項において「貸付物件等」という。）を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき（第10条から第12条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。）は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4・5 (略)

(原状回復義務)

第14条 乙は、第5条第2項の規定により本契約の解除について意思表示を行ったときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で第5条に定める貸付期間が満了する日までに貸付物件を返還しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により返還の延長につき甲の承認を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、第16条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件に付属させた物件を収去するとともに、収去跡地の保全及び災害の防止のための緑化植栽を行い、甲の現地確認を受けた上で甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

3・4 (略)

5 甲は、乙が第1項又は第2項の規定に基づく原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担においてこれを行うことができる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-5 安全性の確保の観点から改善措置が求められる事例（遊歩道、木道）

区分	No.	区 域	事例の概要	施設管理者
遊歩道 ①	1	七座山自然観察教育林	遊歩道の途中で側面が大きく陥没している部分があり、今後、遊歩道が寸断されるおそれがある。	地方公共団体
	2	仙台自然休養林（鈎取地区）	遊歩道（渓谷線）に設置された木製の橋の一部が破損。最大で10cmの穴が開いており、歩行者が足先を挟んで転倒するおそれがある。	仙台森林管理署
	3	栗駒自然休養林	遊歩道の途中の川に設置されている木製の橋の一部が、途中で折れて崩れ落ちている。	地方公共団体
②	4	栗駒自然休養林	谷沿いの遊歩道（ゼッタ沢コース）に設置された転落防止柵（支柱、ロープ）が脱落している。	地方公共団体
	5	仙台自然休養林（三共地区）	ため池沿いに設置されている遊歩道（かすみぎくらの道）の転落防止柵の支柱の一部が抜けて倒れており、また、支柱の根元が腐食し傾いている箇所がある。	（不明）
	6	仙台自然休養林（三共地区）	遊歩道（ふれあいの道）に設置された転落防止柵の横木が一部破損している。	地方公共団体
③	7	仁別自然休養林	遊歩道（みはらしの径）の通行禁止が、区域内の散策コースを示す案内板には表示されておらず、利用者は遊歩道の入口に到着して初めて知ることになる。しかも、通行禁止の表示は一方の入口にしかなく、他方の入口にはないため利用者がそのまま進入してしまうおそれがある。	秋田森林管理署
	8	仁別自然休養林	遊歩道（こもればの径）の通行禁止が、区域内の散策コースを示す案内板には表示されておらず、利用者は遊歩道の入口に到着して初めて知ることになる。	秋田森林管理署
	9	仙台自然休養林（権現森地区）	遊歩道入口（表参道口）の直前を鉄道が通っており、山頂の誘導標識は表参道口方面を「行き止まり」と表示している。しかし、他の箇所に設置されている案内標識には、表参道口から出入りができないことは表示されていない。	仙台森林管理署
	10	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	遊歩道（白龍の滝コース）に設置された渡河の危険箇所を知らせる標識が劣化し、文字が剥離して判読し難い。	仙台森林管理署
④	11	仙台自然休養林（鈎取地区）	遊歩道（渓谷線）に倒木が2か所あり、いずれも歩行者の上半身に接触する程度まで倒伏している。	仙台森林管理署
		竜ヶ森風景林	（※上記と同様の事例が、1事例みられた。）	地方公共団体
		栗駒自然休養林	（※上記と同様の事例が、2事例みられた。）	地方公共団体
		七座山自然観察教育林	（※上記と同様の事例が、1事例みられた。）	地方公共団体
	12	仙台自然休養林（鈎取地区）	遊歩道沿いに積まれた丸太が遊歩道（ヤマガラ線）に落下しており、歩行者にとって危険な状態となっている。	仙台森林管理署
	13	仙台自然休養林（権現森地区）	遊歩道脇に設置されたコンクリート製の測量杭の根本が露出しており、遊歩道側に倒れかけている。	仙台森林管理署
	14	仙台自然休養林（権現森地区）	遊歩道の中央部分に杭が2本埋設されており、歩行者がつまづくおそれがある。	仙台森林管理署
	15	仙台自然休養林（権現森地区）	遊歩道入口に設置された記念碑の土台となっている2本石材が破断している	仙台森林管理署
	16	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	白龍の滝へ向かう遊歩道に土の詰まった配水管が放置されており、通行の妨げとなっている。	地方公共団体
	17	仙台自然休養林（三共地区）	遊歩道（東周回コース）沿いに、有刺鉄線が柵から外れたまま放置されている箇所があり、危険である。	地方公共団体
	木道	18	栗駒自然休養林	シラタマノキ湿原を周回する木道の一部が破損、傾斜、天板が陥没した状態にあり、安全な通行を妨げている。 （※同様の事例が、外に4か所（4事例）でみられた。）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設（遊歩道、木道等）の管理者をいう。

【現地状況】

No. 1 歩道側面側の陥没



No. 2 木製の橋の損壊



No. 3 木橋の損壊



No. 4 脱落し放置されたポール



No. 5 転落防止柵の欠損



No. 6 転落防止柵の欠損



No. 7-(1) 「みはらしの径」の駐車場側の入口
(通行止の表示あり)



No. 7-(2) 森林博物館側の入口(通行止の表示なし)



No. 8 「こもれびの径」入口に立入禁止の表示
及びロープ (めおと橋近傍・いろどりの径
との分岐点)



No. 7・8 「みはらしの径」及び「こもれび
の径」の通行禁止の表示なし



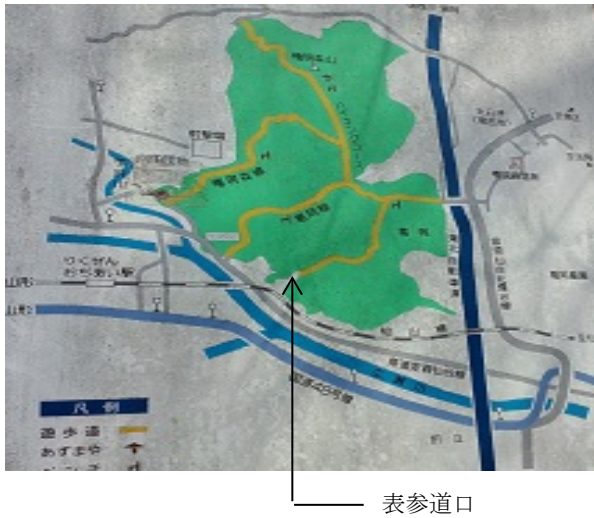
No. 9-(1) 表参道口 (鳥居の部分) の直前を通
る鉄道



No. 9-(2) 表参道口が行き止まりであるこ
とを示す山頂の標識



No.9-(3) 葛岡線口に設置された案内板（表参道口が通行止の表示なし）



No.10-(1) 溪流を渡るのには危険な場所であり、上流部で渡るよう知らせる標識が劣化



No.10-(2) ロープを手繰って溪流を渡ることができる場所（左の上流部）



No.11-(1) 遊歩道を塞ぐ倒木



No.11-(2) 遊歩道を塞ぐ倒木



No.12 遊歩道に落下した丸太



No.13 遊歩道沿いの測量杭の根本が露出



No.14 遊歩道の中央部分に設置された杭



No.15 遊歩道入口の記念碑の土台が破断



No.16 遊歩道に放置された土の詰まった配水管



No.17 外れたまま放置された有刺鉄線



No.18-(1) 破損した木道



No.18-(2) 破損した木道



No.18-(3) 破損した木道



図表 2-(1)-6 山火事防止等に係る整備技術指針の規定 (抜粋)

第4 留意事項等

6 吸い殻入れ、くずかごについては、山火事の防止及び環境美化の観点から、原則として、設置しないものとする。

なお、適切な標識の設置により、その旨を周知し利用者の理解・協力を努めるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-7 安全性の確保の観点から改善措置が求められる事例 (吸い殻入れ)

No.	区域	事例の概要	施設管理者
1	仙台自然休養林 (鉤取地区)	① 遊歩道 (ヤマガラ線) 脇に吸い殻入れが設置されている箇所が2か所あり、吸い殻及びゴミが捨てられている。 ② 遊歩道 (溪谷線) 脇のベンチに吸い殻入れが設置されており、吸い殻及びゴミが捨てられている。	仙台森林管理署
	仙台自然休養林 (台原地区)	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
2	仙台自然休養林 (権現森地区)	利用者に、歩行喫煙を自粛し、吸い殻は煙草処理用土管に捨てるよう呼びかける看板が設置されている。	仙台森林管理署

(注) 1 当局の調査結果による。

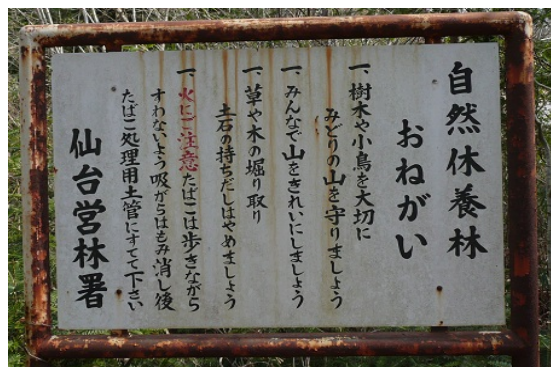
2 「施設管理者」は、事例に係る施設 (吸い殻入れ) の管理者をいう。

【現地の状況】

No.1 遊歩道に設置された吸い殻入れ



No.2 吸い殻を土管に捨てるよう呼びかける看板



図表 2-(1)-8 利便性の確保の観点から改善措置が求められる事例

区分	No.	区 域	事例の概要	施設管理者
休憩施設 ①	1	仙台自然休養林 (鉤取地区)	① 遊歩道(カッコウ線)に設置されたベンチが破損したまま放置されている。 ② 遊歩道(シジュウカラ線)に設置されたベンチが破損したまま放置されている。	仙台森林管理署
		七座山自然観察教育林	(※上記と同様の事例が、3事例みられた。)	地方公共団体
	栗駒自然休養林	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体	
	2	七座山自然観察教育林	遊歩道に設置された東屋が全壊しており、残ったベンチ部分も腐食が進み利用できない状態で放置されている。	地方公共団体
②	3	仁別自然休養林	ピクニック広場全体に植物が繁茂している上、鉄廃材が放置されており、ベンチや広場が利用できない。	秋田森林管理署
③	4	七座山自然観察教育林	遊歩道沿いに設置された水飲み場が止栓されており、利用できない。	地方公共団体
トイレ	5	七座山自然観察教育林	区域内にトイレが2か所設置されているが、設置場所を示す案内表示がない上、うち一つが使用禁止となっていることが利用者に情報提供されていない。	地方公共団体
野営場	6	竜ヶ森森林スポーツ林	① 炊事棟に設置された水道が飲料不可となっている。 ② 炊事棟の柱が劣化し屋根が傾き始めている。 ③ テントサイト及びファイアーサークルに雑草が繁茂して利用できない。	地方公共団体
遊歩道	7	仙台自然休養林 (権現森地区)	遊歩道(権現森線)の出入口に金属ネットが設置され、利用者の通行の支障となっており、自然休養林への入口が分かりにくくなっている。(近隣の借地人が獣害防止用に設置)	仙台森林管理署
	8	仙台自然休養林 (鉤取地区)	車両進入防止のため遊歩道の入口にロープが張られているが、「関係者以外立入禁止」と表示されているため、利用者が歩行者も立入禁止になっていると誤解する。	仙台森林管理署

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況】

No.1 休憩施設(ベンチ)の損壊



No.2 倒壊した東屋



No. 3 植物に埋もれたピクニック広場



No. 4 止栓された水飲場



No. 6 ① 飲料不可と表示された水道



No. 6 ② 劣化した炊事棟の柱



No. 7 遊歩道入口に設置されたフェンス



No. 8 遊歩道森入口にロープを設置し「関係者以外立入禁止」と表示



図表 2-(1)-9 標識類の設置場所及び表示内容について

分類	機能	設置場所	表示内容
案内標識	全部又は一部地域について、現在地、施設、見所の情報を地図等により利用者に伝える。	・主要アクセスポイント、駐車場等利用者が近づいて見ることができる場所	・概況のほか、案内板に向かう方角と表示する方角が一致した地図、方位、距離を示すスケール、現在地、散策ルート、主要施設の位置、見所等を明示
誘導標識	森林内の見所まで利用者を導く又は散策ルートを利用者が迷うことなく散策するため、方向、距離、標高、現在地等の情報を利用者に伝える。	・利用者を目的地まで適切に誘導できるよう、遊歩道の分岐点のほか、分岐点間であっても必要に応じて設置	・分岐点に設置する標識については、現在地の地名・標高、目的地ごとに名称・距離、おおむねの所要時間を記載 ・同方向に複数の目的地や施設等が存在する場合には、一つの表示面に複数表示
解説標識	森林内の見所、地域の歴史、樹木等の名称・特徴等に係る情報を利用者に伝える。	・優れた景観や特徴的な動植物等がある箇所に設置	・図表等を挿入する等利用者が理解しやすく興味を引くよう記載 ・ガイドブック等と一体となったセルフガイドシステムとしての利用を工夫
注意標識	森林を利用する際の注意事項、危険な場所、禁止行為等を利用者に伝える。	・禁止行為に係る標識については、主要アクセスポイントなど必要な箇所に設置 ・注意事項や危険な場所等を周知する標識については、主要アクセスポイントのほか、危険な場所に至る遊歩道等特に目に付きやすい場所に設置	・禁止事項は積極的にピクトグラム（標準案内用図記号ガイドライン）や絵図を用い、利用者が理解しやすく標記 ・文字を用いる場合、簡潔に標記

(注) 整備技術指針に基づき当局が作成した。

図表 2-(1)-10 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例（案内標識・誘導標識の未設置）

区分	No.	区域	事例の概要	施設管理者
① 入口	1	仙台自然休養林(権現森地区)	県道沿いにある遊歩道（権現森線）の入口には案内標識が設置されておらず、どこから森に入ればいいのか、利用者に分かりづらい。	仙台森林管理署
	2	竜ヶ森風景林	森に通じる遊歩道の入口は、駐車場の奥から沢に降りて渡った向こう岸にあり、駐車場からは見通しが利かない上、誘導標識が設置されていないため、利用者に分かりづらい。	地方公共団体
② 分岐点	3	仙台自然休養林(権現森地区)	遊歩道（葛岡線）を山頂に向かう途中に作業道との分岐点があるが、誘導標識が設置されておらず利用者が判断に迷うおそれがある。	仙台森林管理署
		仁別自然休養林	(※上記と同様の事例が、3事例みられた。)	秋田森林管理署
		仙台自然休養林(鉤取地区)	(※上記と同様の事例が、3事例みられた。)	仙台森林管理署
		仙台自然休養林(三共地区)	(※上記と同様の事例が、3事例みられた。)	地方公共団体
		仙台自然休養林(台原地区)	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
		栗駒自然休養林	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	七座山自然観察教育林	(※上記と同様の事例が、2事例みられた。)	地方公共団体	

③ 分岐点	4	七座山自然観察教育林	遊歩道の途中の四叉路に設置された誘導標識が1方向しか行き先を示しておらず、利用者が判断に迷うおそれがある。	地方公共団体
----------	---	------------	---	--------

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況】

No.2-(1) 遊歩道入口への誘導標識が無い駐車場



No.2-(2) 駐車場奥の沢を渡った地点にある遊歩道入口



No.3 分岐点に誘導標識が未設置



No.4 四叉路で1方向のみ誘導



図表 2-(1)-11 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例(案内標識と現況との相違)

No.	区 域	事例の概要	施設管理者
1	仁別自然休養林	2か所に設置された案内標識(案内図)で、登山道及び遊歩道に係る記載が異なっている。	秋田森林管理署
2	仙台自然休養林(台原地区)	2か所に設置された案内標識(案内図)に、遊歩道の形状が異なっている箇所があるほか、一方には表示されているが、他方には表示されていない遊歩道が7本ある。	地方公共団体
3	仁別自然休養林	実際には設置されていないトイレ2か所が、駐車場に設置された案内標識(案内図)に表示されている。	秋田森林管理署
4	仁別自然休養林	森林博物館の正面に設置された案内標識(案内図)には、ピクニック広場が表示されていない。	秋田森林管理署
5	仙台自然休養林(鉤取地区)	遊歩道(カッコウ線)沿いに設置されている東屋が、案内標識(案内図)に表示されていない。	仙台森林管理署
6	仙台自然休養林(三共地区)	2か所に設置された案内標識(案内図)には、遊歩道の一部が掲載されていない。	仙台森林管理署
7	仙台自然休養林(台原地区)	案内標識(案内図)に表示されたトイレの位置が、現況と異なっている。	仙台森林管理署
8	仙台自然休養林(鉤取地区)	実際には設置されていない東屋が、案内標識(案内図)に表示されている。	仙台森林管理署
9	仙台自然休養林(鉤取地区)	案内標識(案内図)で表示された分岐点が現況と異なっている。	仙台森林管理署

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況】

No. 3 案内標識(案内図)が現況と相違



※ ○印のトイレは、実際には未設置。

No. 4 ピクニック広場が表示されていない案内標識(案内図)



※ ○印の場所にピクニック広場が整備されている。

図表 2-(1)-12 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善措置が求められる事例(標識類の維持管理)

No.	区 域	事例の概要	施設管理者
1	仁別自然休養林	やすらぎの池に設置された看板が倒伏したまま放置されている。	秋田森林管理署
2	七座山自然観察教育林	遊歩道の分岐点に設置された誘導標識が破損し、放置されている。	地方公共団体
	竜ヶ森風景林	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	栗駒自然休養林	(※上記と同様の事例が、3事例みられた。)	地方公共団体
3	栗駒自然休養林	県道沿いに設置された看板が破損し、支柱が残ったまま放置されている。 (※同様の事例が、外に5か所(5事例)でみられた。)	地方公共団体
	仙台自然休養林(鉤取地区)	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	仙台森林管理署
4	仁別自然休養林	誘導標識の文字が剥離し、判読できない。	秋田森林管理署
	七座山自然観察教育林	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	地方公共団体
	栗駒自然休養林	(※上記と同様の事例が、5事例みられた。)	地方公共団体
	仙台自然休養林(鉤取地区)	(※上記と同様の事例が、1事例みられた。)	仙台森林管理署

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況】

No.1 倒伏したまま放置された看板



No.2 破損し地面に放置された誘導標識



No.3 破損し支柱が残ったまま放置された看板跡



No.4 文字が剥離した誘導標識



図表 2-(1)-13 放置物の撤去措置が求められる事例

No.	区 域	事例の概要	施設管理者
1	栗駒自然休養林	遊歩道の分岐点に設置された誘導標識の傍に、古い誘導標識が引き抜かれたまま放置されている。	地方公共団体
2	栗駒自然休養林	国道沿いの水くみ場に、取り外した看板3枚が放置されている。	地方公共団体
3	仙台自然休養林 (鈎取地区)	遊歩道(名称: 溪谷線)に、劣化して破損した消火用容器が放置されている。	仙台森林管理署

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況】

No. 1 不要となった標識類を放置



- ・ 更新のため取り外した看板をその場に放置 (近傍に同一内容の看板を設置)

No. 2 水くみ場に放置された看板



No. 3 破損した消火用容器を放置



(2) 地域と協働した管理運営体制の構築

通 知 事 項	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>レクリエーションの森には、森林管理局のほかに、地方公共団体、民間事業者等が設置し管理する施設がある。それらの施設は、遊歩道、休憩施設、標識類等の基本施設から、レクリエーションの森の機能に応じて、体験学習施設やスポーツ施設、宿泊施設等の営業施設など多様なものがある。</p> <p>自然環境の保全・管理に配慮しつつ、利用者ニーズに即した安心・安全な利用環境を実現するためには、個々の施設管理者の取組だけでなく、一体的な管理運営を図ることが求められる。</p>	<p>図表 2-(2)-1</p>
<p>ア 施設等の点検体制</p> <p>安全対策指針においては、レクリエーションの森に設置された施設の点検の時期及び点検方法について、次のように定めている。</p> <p>① 点検の実施時期は、i) 利用者が増加し始める時期の前、ii) 豪雨・台風等による被害等が予想されるときとする。また、利用者等から施設の異常に関する情報提供があったときは都度実施する。</p>	<p>図表 2-(2)-2</p>
<p>② 点検方法は目視等によることとし、点検結果、対応措置等については「施設等点検表」等に記録する。</p>	<p>図表 2-(2)-3</p>
<p>また、別紙 3「施設等点検のフローチャート」により、点検の実施から事故防止措置までの流れが示されており、これを参考にして事故防止措置を講じると定めている。また、フローチャートにおいても、点検結果、対応措置等を記録すべきことが繰り返し示されている。</p> <p>こうした点検は、森林管理署等が単独で実施するのではなく、i) 施設管理者の地方公共団体、民間事業者等、又はii) 後述する自然休養林保護管理協議会、「レクリエーションの森」管理運営協議会等の構成員である地方公共団体、関係団体、民間業者等と連携又は役割分担をして実施するとしている。</p>	<p>図表 2-(2)-4</p>
<p>イ 地方公共団体等の協力を得る管理運営体制</p> <p>リフレッシュ対策要領においては、レクリエーションの森の整備・管理体制を充実させるため、森林管理局は、地方公共団体、関係団体、利用施設（スポーツ施設、宿泊施設等）の経営者等を構成員とする「レクリエーションの森」管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）の設置に努めることとされた。管理運営協議会は、標識類、ベンチ等の設置、施設の維持管理、利用者の安全対策等の活動を自主的に行うことができることとされている。</p>	<p>図表 2-(2)-5</p>
<p>なお、レクリエーションの森の制度が創設される以前から、自然休養林制度においては、一体的計画的な保護管理を図るため、森林管理署等が「自然休養林保護管理協議会」（以下「保護管理協議会」という。）を結成する仕組みが設けられている。リフレッシュ対策要領において、保護管理協議会等が設置されている場</p>	<p>図表 2-(2)-6</p>

合は、地域の実態に応じて、管理運営協議会に振り替えることができるとされている。

【調査結果】

今回、東北森林管理局管内の調査対象地区において、施設等点検の実施状況、地方公共団体等との連携状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 施設等点検の実施状況

調査対象地区を管轄する6森林管理署等のうち、主要施設であるスキー場が廃止された鳴子野外スポーツ地域を管轄する宮城北部森林管理署を除く5署における施設等点検の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(ア) 5森林管理署等における施設等の点検の担当者は、1人又は3人、多くても5人となっている。

図表2-(2)-8

通常時の点検方法については、いずれの署においても、国有林野における境界確認、盗伐防止等のために実施する林野巡視の際に、担当官が巡視区域内にあるレクリエーションの森の施設等の状況を確認するとしており、林野巡視に加えて施設等の点検を目的とした巡視を定期的に行っているのは2署のみであった。

図表2-(2)-7

なお、いずれの場合も、点検の対象としているのは森林管理署等が設置管理する施設である。

(イ) 施設等点検表等の作成状況をみると、仁別自然休養林を管轄する秋田森林管理署においては、安全対策指針に基づき、施設等点検表及び施設等点検表別表を作成し、点検結果、対応措置等を記録している。また、作成した施設等点検表別表は、東北森林管理局、秋田森林管理署及び仁別森林博物館において保管され、情報の共有が図られている。

図表2-(2)-8

一方、他の4署は施設等点検表を作成しておらず、その理由については、i) 施設等の状況確認は、林野巡視の一環として実施しているが、その結果を記録することとはなっていないため(2署)、ii) 施設等点検表を作成することを理解していなかったため(1署)、iii) 特に理由なし(1署)としている。

イ 森林管理署等と地方公共団体等との協働

(ア) 安全対策指針においては、森林管理署等と地方公共団体、関係団体、民間業者等とが、連携又は役割分担をして、施設の点検及び改善措置(修繕、更新、廃止・撤去)を実施するとされている。

しかし、東北森林管理局は、地方公共団体等に対して、安全対策指針を踏まえた連携又は役割分担のための働き掛けは行っていない。また、当局が秋田県及び宮城県に確認したところ、両県とも施設の点検及び改善措置において森林管理署等と連携又は役割分担を行ったことはないとしている。

なお、前述の5森林管理署等においては、地方公共団体等は自らが設置する

図表2-(2)-9

<p>施設の点検及び維持管理に当たっており、民間団体は森林管理署等の委託を受けるなどして区域全体に係る整備を行っている状況がみられる。</p> <p>(イ) 東北森林管理局管内では、リフレッシュ対策要領に基づいて管理運営協議会が設置された実績はない。その理由について、東北森林管理局は、管理運営協議会は設置に努めるとされているものであり、現行の整備・管理体制で適当と認められる場合等は除かれるためとしている。</p> <p>なお、調査対象地区には、保護管理協議会が3協議会設置されている。これらの協議会においては、構成員になっている地方公共団体、関係団体等が拠出する負担金、利用者からの寄付金等を原資として、美化清掃活動、標識類の整備、利用者向けの行事の開催等が行われている。</p> <p>前述の要改善措置事例98事例に係る施設管理者については、39事例は森林管理局であり、58事例は地方公共団体となっている。森林管理局が当局の指摘により今回初めて把握したとする事例の割合をみると、森林管理局が施設管理者の事例においては33.3%（13事例）であるのに対し、地方公共団体が施設管理者の事例においては74.1%（43事例）と高くなっている。</p> <p>森林管理署等が林野巡視の際に行う施設等の点検については、現行体制での実施の範囲には限界があり、他の施設管理者の施設等を含む全てを対象に実施することは困難である。一方で、レクリエーションの森には施設管理者が異なる施設が混在しており、利用者の安心・安全を確保するためには、個々の施設管理者の取組に委ねるだけでなく、全体として連携の取れた施設等の整備及び維持管理が求められる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北森林管理局は、現地の実状を踏まえた適切な管理運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 施設等の点検については、安全対策指針及び整備技術指針を踏まえ、計画的・効果的に実施すること。</p> <p>② 施設等の点検結果を関係施策に活用することができるよう、安全対策指針を踏まえ点検記録を作成し、森林管理局、森林管理署等がその情報を共有すること。</p> <p>③ レクリエーションの森の設置目的に沿った施設の整備水準等を維持するため、管理運営協議会の設置を含め、森林管理署等が地方公共団体等と連携又は役割分担をして一体的な管理運営を行う仕組みを構築すること。</p>	<p>図表2-(2)-10</p> <p>図表2-(2)-11</p>
--	-------------------------------------

図表 2-(2)-1 レクリエーションの森に設置される施設の種類の種類

種類区分 施設の種類の種類	i) 自然休養 林	ii) 自然観察 教育林	iii) 森林スポ ーツ林	iv) 野外スポ ーツ地域	v) 風景林	vi) 風致探勝 林
①スポーツ施設	○	×	○	○	×	×
②滞在施設	○	×	×	○	×	○
③教養施設	○	○	×	○	×	×
④休養施設	○	○	○	○	×	○
⑤小規模施設	○	○	○	○	○	○
⑥その他施設	○	×	×	○	×	○

1 ①～⑥の具体例は、次のとおりである。

① スポーツ施設

- ・主に「森林スポーツ林」に設置する施設：クロスカントリースキーコース、サイクリングロード、ジョギング・ウォーキングコース、オリエンテーリングコース等
- ・主に「野外スポーツ地域」に設置する施設：スキー場（ゲレンデ）、パブリックゴルフ場

② 滞在施設：ホテル、旅館、民宿、ペンション等

③ 教養施設：樹木園、植物園、林間学校、環境学習・体験学習施設等

④ 休養施設：園地、展望台、東屋、野営場（給水・炊飯施設を含む）、温泉施設等

⑤ 小規模施設：ベンチ、標識類、保護柵類等

⑥ その他施設：売店・食堂等の販売・飲食施設、観光山菜園・放牧園等

2 自然休養林には、ii～viに準じて、自然観察教育ゾーン、森林スポーツゾーン、野外スポーツゾーン、風景ゾーン及び風致探勝ゾーンが設けられている。上表の自然休養林の欄は、それらのゾーン全体について示している。

(注) 林野庁検討会報告書「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成17年2月)の資料(「レクリエーションの森」タイプ区分毎の主な施設設置の考え方)に基づき当局が作成した。

図表 2-(2)-2 安全対策指針(抜粋)

第1 趣旨

優れた森林空間を提供する「レクリエーションの森」において、利用者の多様な体験活動を念頭に置き、安全で安心して活動できるよう、地域の実情に応じて、安全に関する情報提供、事故防止措置、事故処理措置、補償措置等について、関係者が協働して安全管理に関する措置を講じていくものとする。

第3 事故防止措置

1 施設等点検の実施

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。

(1) 点検の実施者

点検に当たっては、次の者が連携又は役割分担をして、点検するものとする。

ア 森林管理署等、地元自治体、それ以外の施設設置・管理者及び施設を設置・管理している民間事業者等

イ 協議会が設置されている場合には、協議会構成員及び森林管理署等

(2) 点検の時期

点検は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 当該「レクリエーションの森」の利用者が増加し始める時期の前。

- イ 豪雨・台風等により施設等の被害などが予想されるとき。
- ウ ア、イ以外で都度実施する場合として、利用者やサポーターから施設の異常に関する情報提供があったとき。
- (3) (略)
- (4) 点検方法
点検は、別紙1「施設等点検表」、別紙2「施設等点検表別表」を活用し、目視等により行うこと。
- (5) (略)
- 2 点検結果に基づく事故防止措置の実施
森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、上記1の点検結果等現地の実態を踏まえ、別紙3「施設等点検のフローチャート」を参考に事故防止措置を講ずるものとする。
- (1) 事故防止措置等
ア・イ (略)
ウ 利用禁止措置を継続している場合には、施設設置・管理者が中心となって改善方法の検討を行い、施設等の「修繕」、「更新」、「廃止・撤去」等を判断すること。
エ ウの措置に当たって、施設等の設置・管理者は別紙2の「施設等点検表別表」を活用し、点検及び措置結果を記録すること。
- (2) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-3 施設等点検表及び施設等点検表別表

○安全対策指針別紙1

施設等点検表（記載例）

○○(「レクリエーションの森」名称)	点検日	平成 年 月 日
	点検者氏名	○○ ○○

番号	施設名	場所	点検結果	点検結果・経過措置等	措置完了 月 日	施設等点検 記録別表への 記載
11	あずまや	○○林班 ○○小班	○		年 月 日	
	○○歩道○○号線		△	一部決壊、進入禁止ロープ及び看板で注意喚起	年 月 日	
3	○○トイレ		×	ドア窓ガラス破損、工務店へ修理依頼	年 月 日	○
...	年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	

注：1 点検結果記入欄：異常なし=○、経過観察・要小修繕=△、故障・不安全=×

2 番号は、施設管理所在等の確認を容易にするための措置として、施設に付されている施設番号に一致させる。
ただし、遊歩道、枯損木等樹木については、おおよその位置関係を記すこととし番号は付さない。

○安全対策指針別紙 2

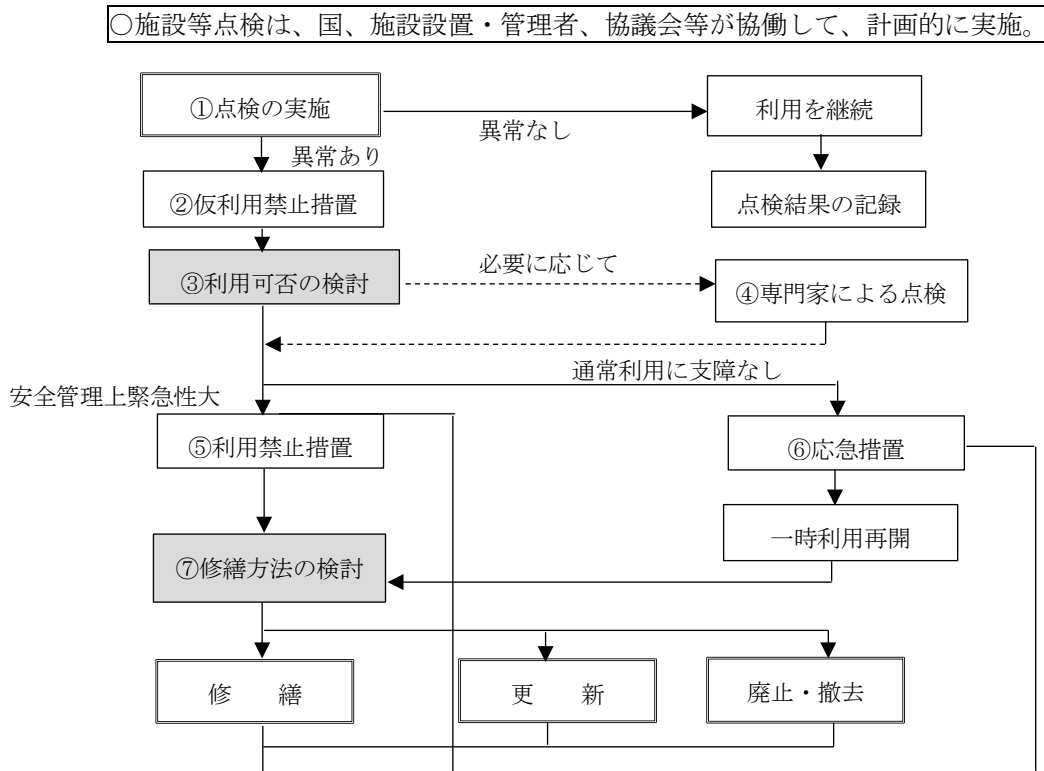
施設等点検表別表

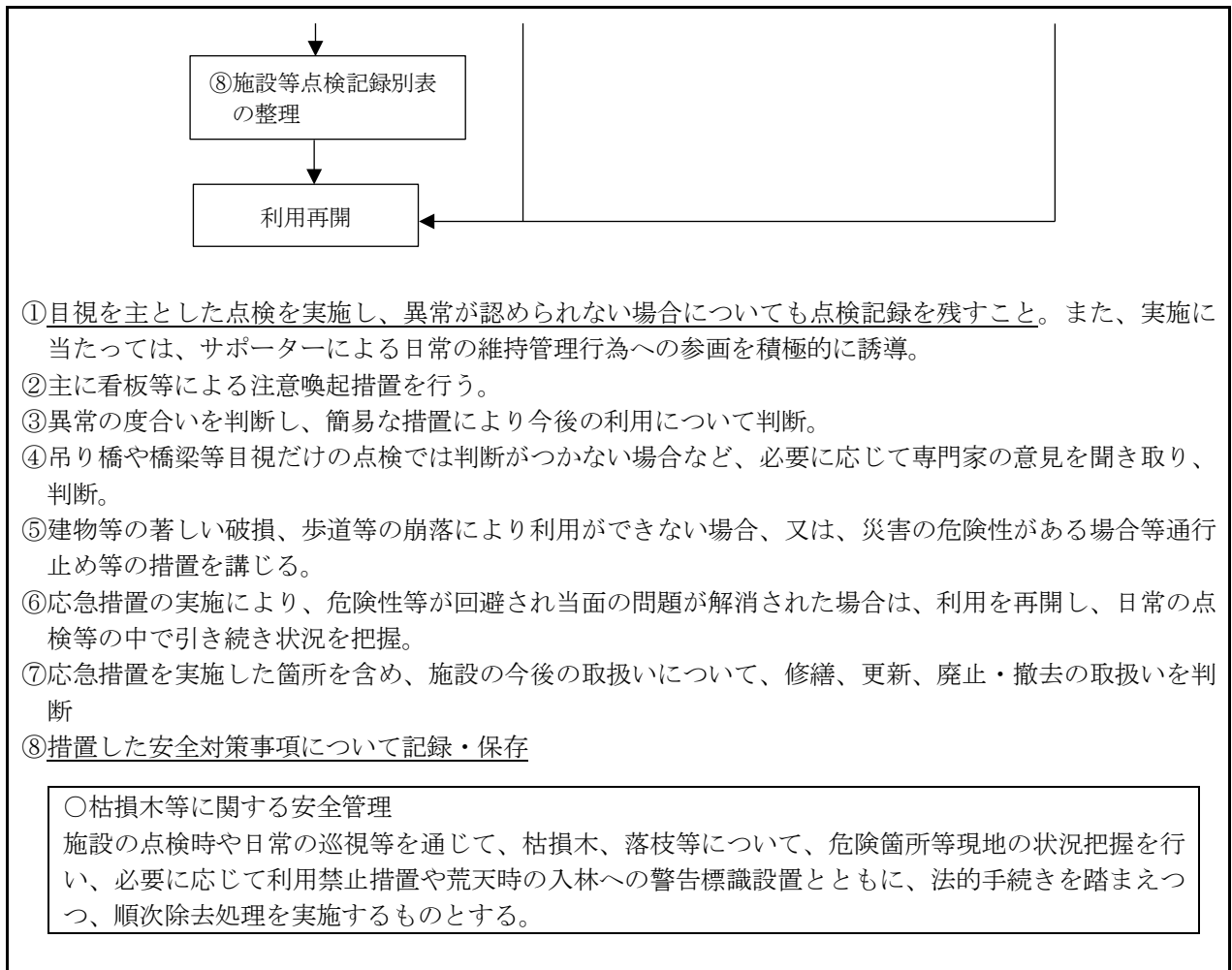
「レクリエーションの森」の名称			
施設名			
設置箇所			
調査年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	
破損等内容	破損等箇所		
	具体的な破損等内容（破損等の原因・状態等）		
補修方法			
補修内容	補修期間・日		
	担当者氏名		
	補修等委託先		
	具体的な補修内容		
	使用材料		
	補修費		
補修完了日	平成 年 月 日	完了確認者氏名	
摘 要			

図表 2-(2)-4 施設等点検のフローチャート

○安全対策指針別紙 3

施設等点検のフローチャート





(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-5 管理運営協議会について

○リフレッシュ対策要領（抜粋）

第10 整備・管理体制の充実

1 協議会の設置等

(1) 森林管理署長又は森林管理署支署長（当該国有林野が森林管理局において直轄で管理経営されている場合は森林管理局長。以下「森林管理署長等」という。）は、現行の整備・管理体制で適当と認められる場合等を除き、地元自治体はじめ地域関係者等の協力を得て「レクリエーションの森」管理運営協議会（以下「新たな協議会」という。）の設置に努めるものとする。

なお、別添7「レクリエーションの森」管理運営協議会設置標準に新たな協議会の設置に関する細部の取扱いを定めたので、森林管理署長等はこれに基づき適切に指導するものとする。

(2) また、森林管理署長等及び新たな協議会は、同会設置後に、別添8「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する協定書標準に基づき所要の協定を締結するとともに、相互に連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、同会の自主的な取組の円滑な実施に努めるものとする。

2 (略)

○リフレッシュ対策要領 別添7 「「レクリエーションの森」管理運営協議会設置標準」(抜粋)

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用を推進するための「レクリエーションの森の管理運営協議会」(以下「協議会」という。)は、本設置標準に基づいて設置するものとする。

1 協議会の単位

協議会は、「レクリエーションの森」ごとに設置するものとする。ただし、2以上の「レクリエーションの森」にまたがる組織とすることができるものとする。

なお、既存の自然休養林保護管理協議会、森林環境整備推進協力金に係る協議会は、地域の実態に応じて、本協議会に振り替えることができるものとする。

2 構成

協議会は、「レクリエーションの森」の所在する地元自治体、教育関係機関、商工会、観光協会、利用施設の経営者、医療関係機関、福祉団体、サポーター等の代表をもって構成するものとする。

なお、原則、「レクリエーションの森」を所管する森林管理署長又は森林管理署支署長又は森林管理事務所長(以下「森林管理署長等」という。)は、オブザーバーとして協議会に参画するものとする。

3 業務

協議会は、「レクリエーションの森」内の自主的な活動として、次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 「レクリエーションの森」の環境整備・保全に係る活動

- ① 標識類、ベンチ等の簡易な施設の設置並びに既存施設を含めた維持管理
- ② 森林の景観対策として行う保育
- ③ 汚物処理、美化清掃その他環境の保全活動
- ④ 火災、虫害、鳥獣害、その他被害の防止活動
- ⑤ 盗伐、誤伐等の防止活動

(2) 「レクリエーションの森」の活用に係る活動(略)

(3) 当該「レクリエーションの森」のPR、普及啓発活動

(4) 利用者の安全対策に係る活動

(5)・(6) (略)

4 (略)

5 経費

協議会の必要経費は、構成員の負担金、森林環境整備推進協力金及びサポーターからの資金提供をもって充てるものとする。

6・7 (略)

○リフレッシュ対策要領 別添8 「「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する協定書標準」(抜粋)

〇〇森林管理署長(以下「甲」という。)及び〇〇協議会(以下「乙」という。)は、「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者が連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、本協定に基づく「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する活動が円滑に実施されることを目的とする。

別紙様式1 「レクリエーションの森」全体活動計画書(略)

別紙様式2 平成〇〇年度「レクリエーションの森」年間活動計画書(略)

別紙様式3 平成〇〇年度「レクリエーションの森」活動予算書(決算書)(略)

(注) 1 下線は当局が付した。

2 「森林環境整備推進協力金に係る協議会」とは、レクリエーションの森の利用者の協力を得て協力金を収受し、施設整備、環境保全、環境美化等の事業を実施するために、森林管理署等、地方公共団体、関係団体等により構成される協議会である（図表 1-(1)-2 参照）。

図表 2-(2)-6 保護管理協議会について

○自然休養林の取扱いについて（昭和 43 年 4 月 1 日付け 43 林野管第 154 号林野庁長官通達。最終改正平成 24 年 12 月 28 日）別紙 1 「自然休養林取扱要領」（抜粋）

第 4 自然休養林の管理経営の方針

3 管理の方針

(1) 管理体制の充実

ア 森林管理局長（森林管理局長が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長（以下「森林管理署長等」という。）は、当該自然休養林内の利用施設の経営者、関係地方公共団体の長及び当該自然休養林に係る利害関係者の協力を得て、「自然休養林保護管理協議会」（仮称）（以下「協議会」という。）を結成する等、自然休養林の保護管理体制の充実を図るものとする。

イ 自然休養林の利用施設の経営者には、利用施設に係る許可等の条件として、当該自然休養林の保護管理の義務を課するものとし、自然休養林地区の一体的計画的な保護管理を期するための協議会に参加するよう指導するものとする。

ウ 森林管理署長等は、協議会の結成及び業務の運営につき連絡指導に当たるとともに、自然休養林の指定後毎年度、少なくとも 1 回連絡会等を開き、保護管理につき実施計画を樹立させ、保護管理の主旨の周知徹底を図るものとする。

(2)・(3)（略）

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-7 林野巡視について

○ 林野巡視における注意事項（※国有林野管理規程（昭和 36 年農林省訓令第 25 号）から抜粋）

- 1 標識類の保全
- 2 盗伐、誤伐等の防止
- 3 火災、虫害、鳥獣その他の被害の防除
- 4 境界線、防火線、林道その他の施設の保全
- 5 造林及び苗木養成の成績
- 6 伐木、造林及び搬出の状況
- 7 貸付地、使用地、分収林、共用林野等の利用状況
- 8 鳥獣の生息状況及び狩猟の状況
- 9 伐木、造林又は木材売買を業とする者の記号、印章、刻印等の使用状況

図表 2-(2)-8 調査対象地区を管轄する森林管理署等による点検の実施状況

調査対象地区	管轄森林管理署等	通常時の点検		安全対策指針が定める点検 (平成 25 年度及び 26 年度 (8 月まで) 実績)			施設等点検表等の作成状況 (作成の有無、未作成の場合の理由等)
		担当者	実施状況	①利用者の増加 時期前の点検	②豪雨・台風等 の際の点検	③情報提供に よる点検	
七座山自然観察教育林	米代西部森林管理署	5 人：森林官、 非常勤職員 4	・ 6 月～10 月に月 3 回程度実施する林野巡視の際に、施設の状況等を確認 ・ 施設等の点検を目的とした巡視を定期的実施	通常時の点検で対応。別個には実施していない。	実績なし	実績なし	× 点検表による対応を理解していなかったため
竜ヶ森森林スポーツ林	米代東部森林管理署	3 人：森林官 2、 担当職員	林野巡視の際に施設の状況等を確認	6 月 1 日の山開き前に実施	・ 平 25：台風・豪雨後に実施 ・ 平 26：8 月の集中豪雨後に実施	実績なし	× 林野巡視の際の施設点検等の結果を文書で提出させていないため。異常があれば電話・メール等で対応
竜ヶ森風景林							
仁別自然休養林	秋田森林管理署	3 人：森林官、 担当職員 2	・ 林野巡視の際に施設の状況等を確認 ・ 施設等の点検を目的とした巡視を定期的実施 ⇒ 5 月～11 月に林道施設を月 4 回程度、その他の施設を不定期（主に豪雨・台風後）に点検	自然融雪により林道が通行可能になる 4 月下旬～5 月中旬に実施	・ 平 25：6 月～9 月の大雨・台風後に実施 ・ 平 26：8 月の大雨後に実施	・ 平 25：トイレの不具合発生との連絡を受け実施 ・ 平 26：実績なし	○ 施設等点検表及び施設等点検表別表を作成し、東北森林管理局、仁別森林博物館及び秋田森林管理署が保管
栗駒自然休養林	秋田森林管理署湯沢支署	1 人：森林官	林野巡視の際に施設の状況等を確認	一般参加者対象の森林教室開催前に実施(6 月)	実績なし	実績なし	× 特に理由なし
仙台自然休養林： 権現森地区、鈎取地区、 台原地区、三共地区	仙台森林管理署	1 人：森林官	月 1～2 回程度実施する林野巡視の際に、施設の状況等を確認	通常時の点検で対応。別個には実施していない。	・ 梅雨期の大雨警報発令後等において実施 ・ 平 26：7 月の大雨後に実施	実績なし	× 林野巡視等による報告と兼ねているため、点検結果の記録は作成していない。異常があればメール等で報告
宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林		1 人：森林官					
宮城蔵王鳥帽子スキー場野外スポーツ地域							

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-9 地方公共団体等による施設等の点検及び維持管理の実施状況(調査対象地区の管轄森林管理署等が把握している状況)

管轄森林管理署等	調査対象地区	地方公共団体	民間団体(地元有志団体、NPO等)	民間事業者(第三セクター、民間企業、公益法人等)	その他(保護管理協議会等)
米代西部森林管理署	七座山自然観察教育林	能代市:遊歩道・施設点検、危険木の確認撤去、崩落箇所等の修復等	—	—	—
米代東部森林管理署	竜ヶ森森林スポーツ林 竜ヶ森風景林	北秋田市:野営場の施設の維持管理(※地元の住民に委託)	山の会(民間ボランティア):遊歩道の危険木処理	—	—
秋田森林管理署	仁別自然休養林	・秋田県:サイクリングロード(県道に付設)、公衆トイレ、登山道の点検・整備 ・秋田市:県設置の公衆トイレの点検・整備(清掃等)	・民間団体:林道沿いの刈払いを年1回実施 ・民間企業(オフィシャルサポーター):森林博物館周辺の整備を年1~2回実施	—	仁別自然休養林保護管理協議会:公衆トイレのし尿くみ取りを実施(5月~11月の間に2~3回)
秋田森林管理署湯沢支署	栗駒自然休養林	秋田県、東成瀬村:遊歩道の下草刈り、危険木の撤去、木道等の修繕	特定非営利活動法人栗駒山麓遊ゆうの会	—	栗駒自然休養林保護管理協議会:清掃活動を年2回実施
仙台森林管理署	仙台自然休養林権現森地区	—	権現森自然研究会:森林の下草刈り、枝打ち、遊歩道・木道等の修繕	—	仙台自然休養林保護管理協議会:施設等の点検
	仙台自然休養林三共地区	—	民間団体:森林の下草刈り、枝打ち、遊歩道・木道等の修繕	—	仙台自然休養林保護管理協議会:遊歩道・木道等の修繕
	宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	宮城県:遊歩道・木道等の修繕	—	—	—
	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	—	—	スキー場運営会社(第三セクター):施設等の点検	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「オフィシャルサポーター」とは、森林管理署等、地元のNPO等とともにレクリエーションの森の整備及び管理に参加する企業、NPO、ボランティア団体等をいう。

図表 2-(2)-10 調査対象地区に係る保護管理協議会の概要

<p>1 仁別自然休養林保護管理協議会</p> <p>(1) 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県、秋田市、関係団体(仁別町内会、一般財団法人日本森林林業振興会、太平山三吉神社、中央地区山岳協議会、秋田県ハイヤー協会)、民間事業者(交通事業者、観光開発事業者) ・オブザーバー:東北森林管理局、秋田森林管理署 <p>(2) 平成25年度における主な事業実績</p> <p>トイレのし尿くみ取り(5月、9月実施)、自然観察会の開催</p> <p>(3) 平成25年度における収支決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入額:379,598円

主な内訳：構成員負担金 200,000 円、森林環境整備推進協力金（利用者からの募金）5,891 円、自然観察会参加料 5,000 円、前年度繰越金 168,684 円

・支出額：306,718 円

主な内訳：美化清掃費（し尿くみ取り費用）177,261 円、自然観察会 100,282 円

2 栗駒自然休養林保護管理協議会

(1) 構成員

- ・湯沢市、横手市、東成瀬村、関係団体（秋田県南地域広域連携観光推進協議会、NPO法人）、民間事業者（宿泊施設経営者、観光開発事業者、建設事業者）
- ・オブザーバー：秋田県、秋田森林管理署湯沢支署

(2) 平成 24 年度における主な事業実績

須川高原クリーンアップ事業（7 月、11 実施）、焼石林道カーブミラー取付・撤去作業、栗駒新緑まつり開催

(3) 平成 24 年度における収支決算

・収入額：940,678 円

主な内訳：構成員負担金 100,000 円、寄付金（栗駒仙人水・栗駒山荘・栗駒神水等の利用者等からの募金）355,750 円、前年度繰越金 484,893 円

・支出額：515,354 円

主な内訳：委託費（募金施設の管理等についてNPO法人に委託）300,000 円、事業費（栗駒新緑まつり、水質検査等）213,884 円

3 仙台自然休養林保護管理協議会

(1) 構成員

- ・宮城県、仙台市
- ・オブザーバー：仙台森林管理署

(2) 平成 25 年度における主な事業実績

権現森地区及び鉤取地区の看板の整備（4 か所で熊出没注意等呼びかける看板を追加設置）

(3) 平成 25 年度における収支決算

・収入額：631,055 円

主な内訳：構成員負担金 500,000 円、前年度繰越金 130,988 円

・支出額：497,340 円

主な内訳：看板の整備 497,340 円

(注) 1 当局の調査結果による。

2 東北森林管理局管内では、上記のほかに、保護管理協議会及び森林環境整備推進協力金に係る協議会が次の 8 協議会設置されている。

青森県：迷ヶ平自然休養林保護管理協議会

眺望山・梵珠山自然休養林保護管理協議会

「白神山地・暗門の森」森林環境整備推進協議会

岩手県：南八幡平自然休養林保護管理協議会

五葉山自然休養林保護管理協議会

山形県：千歳山自然休養林保護管理協議会

高館山自然休養林保護管理協議会

宮城県：金華山地域保護活用協議会

図表 2-(2)-11 調査対象地区における主な施設及び施設管理者

管轄森林管理署等	調査対象地区	施設管理者			
		森林管理局、森林管理署等	県	市町村	民間事業者等
米代西部森林管理署	七座山自然観察教育林	遊歩道	—	遊歩道、東屋、トイレ、水飲み場、展望台	—
米代東部森林管理署	竜ヶ森森林スポーツ林			トイレ、炊事施設、休憩施設、林間広場、テントサイト、歩道、駐車場、立看板、案内板	
	竜ヶ森風景林	山頂休憩小屋、登山道	—	展望台	—
秋田森林管理署	仁別自然休養林	車道、林道、登山道、遊歩道、森林博物館、植物園、樹木園、展望台、園地、広場、入口標識塔、駐車場	サイクリングロード（県道）	—	—
秋田森林管理署湯沢支署	栗駒自然休養林	車道、遊歩道、園地、トイレ、入口標識塔、駐車場	車道、駐車場、遊歩道、野鳥観察小屋、園地	—	旅館、売店
仙台森林管理署	仙台自然休養林権現森地区	遊歩道、東屋、入口標識、案内板	—	—	—
	仙台自然休養林鈎取地区	遊歩道、園地、案内板	遊歩道、東屋、入口標識、案内板、駐車場	東屋	—
	仙台自然休養林台原地区	遊歩道、東屋、入口標識、案内板	—	車道、遊歩道、東屋、トイレ、野外音楽堂、遊具（滑り台等）、アスレチック広場、園地、彫刻、入口標識、案内板、駐車場	—
	仙台自然休養林三共地区	遊歩道、トイレ、東屋、駐車場、入口標識、案内板、解説板	—	車道、遊歩道、東屋	トイレ
	宮城蔵王野鳥の森自然観察教育林	野鳥観察広場	東屋、遊歩道	—	—
	宮城蔵王烏帽子スキー場野外スポーツ地域	スキーコース、登山道	連絡道路	パトロールセンター、休憩所、トイレ、取付道路	リフト、レストハウス、ヒュッテ、休憩所、管理用道路、展望施設

(注) 当局の調査結果による。

(3) 利用者ニーズに応える情報発信

通 知 事 項	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>リフレッシュ対策要領においては、利用者に対する情報提供について、次のように定めている。</p> <p>① 森林管理署等は、安全対策指針に基づき、地方公共団体等と協力して、危険等を認識させるための情報として、i) 転落・滑落、落石等の危険、ii) 危害を加えるおそれのある野生動植物、iii) 利用を禁止している施設、iv) けが人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報等を収集・把握し、利用者提供する。</p> <p>② 森林管理局長は、リフレッシュ対策要領「別添6「レクリエーションの森」のソフト対策指針」（以下「ソフト対策指針」という。）に基づき、利用者ニーズに即して、i) 原則として、レクリエーションの森ごとに、その概要、利用可能施設、アクセス及び駐車場、イベント情報、利用に当たっての留意事項等を記載したパンフレット、ガイドブック等の作成に努めるとともに、ホームページの開設を検討し、また、ii) 現地において、案内標識、誘導標識、解説標識等の設置を行う。</p> <p>また、整備技術指針においては、施設の整備に当たって、多様で幅広い利用者層を念頭に置き、必要に応じてユニバーサルデザインを導入することとされており、遊歩道又はトイレに導入する場合の構造又は仕様が示されている。</p> <p>このような施設のバリアフリー情報については、ソフト対策指針において、現地の案内標識により提供するよう努めることとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、東北森林管理局、森林管理署等における利用者向けの情報の提供状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 東北森林管理局のホームページにおける情報提供</p> <p>東北森林管理局のホームページには、レクリエーションの森の種類区分ごとに名称、面積、所在地等の一覧（平成22年4月1日時点）が掲載されている。また、全ての自然休養林（12か所）について、個別に概要、位置図、アクセス方法等が掲載されている。これらの内容についてみると、次のように改善を要する状況がみられた。</p> <p>① 位置図及び概略図は表示が小さい上、画面上で拡大表示すると文字が不明瞭となり判読が困難になる。また、単独に印刷することはできない。</p> <p>なお、他の森林管理局のホームページにおいては、地図を別ファイルにして、印刷しやすくしている例がある。</p> <p>② 公共交通機関によるアクセスについては、最寄りの鉄道駅からのアクセス方法（バス路線及びバス停の名称、定期バス路線がない旨の注意書き）が掲載さ</p>	<p>図表2-(3)-1</p> <p>図表2-(3)-2</p> <p>図表2-(3)-3</p> <p>図表2-(3)-2</p> <p>図表2-(3)-4</p> <p>図表2-(3)-5</p> <p>図表2-(3)-6</p>

<p>れているものもあるが、駅から現地までの距離だけしか記載していないものもみられる。</p> <p>③ 栗駒自然休養林へは秋田、岩手、宮城の3県からアクセスが可能だが、東北森林管理局のホームページには、管轄森林管理署等が所在する秋田県側からのアクセスだけを記載している。</p> <p>なお、地方公共団体のホームページには、3県それぞれからのアクセス方法を紹介している例がある。</p> <p>なお、東北森林管理局は、平成26年6月に、東日本大震災により大きな被害を受けた矢本自然観察教育林、仙台自然休養林（海浜地区）及び金華山自然休養林について、供用中止又は利用自粛をホームページ上で告知したが、被災から3年以上経過しており対応が遅れた。</p>	<p>図表2-(3)-6</p>
<p>イ 森林管理署等のホームページにおける情報提供</p> <p>レクリエーションの森を管轄している森林管理署等23署のホームページにおける情報の提供状況を見ると、次のような状況がみられた。</p> <p>① 個別の特徴等についての掲載状況を見ると、全ての地区について掲載しているのは7署にとどまっており、9署は一部の地区のみを掲載し、7署は全く掲載していない。</p> <p>② 現地の案内図を掲載しているのは6署のみで、それぞれ1地区について、主要な散策ルートの見取り図、トイレ、駐車場等の位置、アクセス方法等を示したガイドマップを掲載している。</p> <p>③ レクリエーションの森には、誰でもが軽装で歩くことができる場所がある一方、急峻な道が延々と続いたり、岩場の道があるなど、相応の体力や経験を有する者が装備を整えて臨む必要がある場所もある。</p>	<p>図表2-(3)-7</p>
<p>安全対策指針では、年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報を提供することとされているが、このような利用の難易度に関する情報は提供されていない。</p> <p>なお、地方公共団体等が開設するホームページには、レクリエーションの森一帯の詳細な観光情報、イベント情報、現地に通じる道路の路面状況等利用者に役立つ情報を掲載している例もみられる。</p> <p>ウ バリアフリー情報の提供</p> <p>東北森林管理局管内では、仁別自然休養林、眺望山自然休養林、岳岱自然観察休養林等において、森林管理署等が遊歩道及びトイレのバリアフリー化の取組を実施している。</p> <p>また、地方公共団体においても、遊歩道及びトイレのバリアフリー化、身体障がい者用駐車場の設置を実施している例がみられる。</p>	<p>図表2-(3)-10</p>

<p>このような施設のバリアフリー情報については、ソフト対策指針において、現地の案内標識により提供するよう努めることとされている。</p> <p>調査対象地区におけるバリアフリー施設に関する情報の提供状況を見ると、バリアフリー化した遊歩道又はトイレについて、ホームページに掲載されたガイドマップ及び現地の案内標識（案内板）には、その旨を表示していない事例がみられた。〔2地区3事例：国管理2、地方公共団体管理1〕</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、東北森林管理局は、利用者の視点に立った情報発信を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林管理署等を含むホームページにおいて、レクリエーションの森の概要、利用可能施設、アクセス方法、駐車場、バリアフリー施設等に関する情報について、ソフト対策指針を踏まえ、適時・的確な提供を推進すること。</p> <p>② 森林管理署等と地方公共団体等が協力して情報提供を行うため、ホームページの相互リンクについて検討し、相乗効果が見込める場合にはその実施について地方公共団体等への働き掛けを行うこと。</p>	<p>図表2-(3)-8</p>
---	------------------

図表 2-(3)-1 安全対策指針（抜粋）

<p>第1 趣旨</p> <p>優れた森林空間を提供する「レクリエーションの森」において、利用者の多様な体験活動を念頭におき、<u>安全で安心して活動できるよう、地域の実情に応じて、安全に関する情報提供、事故防止措置、事故処理措置、補償措置等について、関係者が協働して安全管理に関する措置を講じていくものとする。</u></p> <p>第2 安全対策に係る情報提供</p> <p>1 危険等を認識させるための情報の収集・把握等</p> <p><u>森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、地元自治体、協議会等関係機関及び団体等（以下「地域関係者」という。）と協力して、次の事項を内容とする情報の収集・把握を行い、2の方法により情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用施設外への立入に起因する危険に関する情報</u></p> <p>(2) <u>年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報</u></p> <p>(3) <u>転落・滑落、落石等の危険に関する情報</u></p> <p>(4) <u>利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報</u></p> <p>(5) <u>危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報</u></p> <p>(6) <u>利用を禁止している施設に関する情報</u></p> <p>(7) <u>ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報</u></p> <p>(8) <u>その他安全に関する情報</u></p> <p>2 情報の提供方法</p> <p>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、「レクリエーションの森」で体験活動を行おうとする利用者に対し、上記1を内容とする情報を提供するものとする。</p> <p>情報の提供に当たっては、次の(1)及び(2)を参考に効果的な方法を選択するものとする。</p> <p>(1) 現地における情報提供等</p> <p>ア <u>標識類による表示・侵入防止ロープ等の設置</u></p> <p>イ <u>チラシ等紙媒体の配布</u></p> <p>ウ <u>インストラクター・サポーター等による直接的な伝達</u></p> <p>エ <u>その他現地の状況に応じた必要な措置</u></p> <p>(2) 事前の情報提供</p> <p>次の事項に留意して、実態に応じて、できる限り幅広い情報提供に努めるものとする。</p> <p>ア <u>森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌の活用</u></p> <p>イ <u>地元自治体のホームページ・広報誌等の活用</u></p> <p>ウ <u>関連機関・団体等のホームページ・情報誌等の活用</u></p> <p>エ <u>その他有効な情報提供手段の活用</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-2 ソフト対策指針（抜粋）

<p>第4 情報の提供</p> <p>1 パンフレット等による情報提供</p> <p><u>「レクリエーションの森」の利用に関する情報提供は、多様な利用者ニーズにきめ細かく対応することとして、原則として「レクリエーションの森」ごとに別紙3の事例を参考にパンフレットやガイドブック等の作成に努めるとともにホームページの開設についても検討するものとする。</u></p> <p>2 現地における情報提供</p> <p><u>現地における情報提供は、別添3「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」に基づいて、標識類の設置を主体に行うこととし、特に次の事項に配慮して分かりやすい形で利用者に提供するように努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>案内標識は、現在地や見所、利用可能施設の情報を地図等で表示するほか、特に、遊歩道等</u></p>

のルートごとの距離、所要時間、難易度、見所についても表示するよう工夫すること。また、遊歩道等やトイレ等のバリアフリー情報も併せて提供するよう努めること。

(2) 誘導標識は、目的地やルートの方向、距離、所要時間等の情報の表示のほか、遊歩道等のルートごとに名称を付したり、マークを統一することについても検討すること。

(3)～(5) (略)

第5 地域関係者等との連携方策

1～3 (略)

4 「レクリエーションの森」の情報提供に当たっては、次の地域関係者等と連携した取組により、地域振興にも繋がるよう周辺の景勝地や名所・旧跡、温泉地等の地域観光資源の情報提供と併せて行うよう努めるものとする。

(1) 地域関係者等が作成するパンフレット・ガイドマップ等に「レクリエーションの森」に関する情報の掲載

(2) 地域関係者等のホームページに「レクリエーションの森」の利用に関する情報の掲載

(3) 「レクリエーションの森」を紹介したホームページの開設や地域関係者等のホームページとの相互リンク

(4) 「レクリエーションの森」と周辺観光地を周遊するルートの設定や誘導標識の整備、当該ルートに応じた誘導標識のマーク等の統一規格化

別紙5 「レクリエーションの森」の利用に関する提供情報項目の事例

1 レクリエーションの森の概要

- ・ 当該「レクリエーションの森」の位置、沿革及び特徴等を説明
- ・ 特に、レクリエーション資源として次の自然的特性や見所等を写真やイラスト等でわかりやすく効果的に紹介
- ・ 自然的特性（地勢、地質、気象、植生、動植物等）
- ・ 見所（巨木、岩石、溪谷、湖沼、滝、湿原、遺跡・史跡等）
- ・ 四季折々の森林、草花、野鳥等の状況

2 利用可能施設

- ・ 利用可能施設の内容、規模、利用方法等を紹介。また、1と併せて案内図等で位置関係を明示
- ・ 特に、遊歩道等については、ルートごとの距離、所要時間、難易度、見所等を詳しく紹介するとともに、必要に応じ現地の標識類の位置や見所解説ガイドマップ等に挿入することによりセルフガイドシステムを構築
- ・ また、遊歩道等やトイレ等のバリアフリー情報を併せて紹介

3 アクセス及び駐車場

- ・ 公共交通機関及び車を利用した場合の中核都市等からのルート、距離、所要時間等を必要に応じて案内図を添付して説明
- ・ 交通規制、通行上の留意事項あれば併せて掲載
- ・ 駐車場の駐車可能台数、利用料金等を明示

4 イベント情報 (略)

5 利用に当たっての留意事項等

6 問合せ先の名称、住所、連絡先等

7 サポーターの募集 (ホームページのみ)

8 掲示板 (ホームページのみ) (略)

なお、協議会が開設するホームページについては、関係森林管理局署、地元市町村・観光協会及びサポーター並びに他の「レクリエーションの森」のホームページとリンクすることにより、幅広い情報を提供するものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-3 遊歩道及びトイレの整備におけるユニバーサルデザインの導入について

○ 整備技術指針「第3 主な施設別事項」からの抜粋
1 遊歩道
(2) 規模及び構造
遊歩道の規模及び構造は、立地条件、利用形態、利用の動向、利用者の年齢・体力等を勘案して決定するものとする。
なお、ユニバーサルデザインを導入する場合には、別紙1「ユニバーサルデザインによる遊歩道の整備」を目安とする。
5 トイレ
エ ユニバーサルデザインを導入する場合には、別紙4「ユニバーサルデザインのトイレの様」を目安とするものとする。
なお、進入路の設置が必要な場合には、スロープを設けることとし、縦断勾配は8%以下を目安とする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-4 東北森林管理局のホームページにおける自然休養林に関する提供情報

	提供情報の内容							アクセス方法	駐車場情報
	概要		利用可能施設						
	位置図	特徴等	内容	案内図	遊歩道等のルート情報	バリアフリー情報			
津軽十二湖	○	○	○	○ 十二湖散策マップ	○	○ (トイレ)	○ 鉄道、高速 I C	○	
眺望山	○	○	○	○ 眺望山自然休養林案内図	○	○ (トイレ)	○ 鉄道、高速 I C	○	
迷ヶ平	○	○	○	×	×	×	○ 鉄道、高速 I C	×	
松川	○	○	×	×	×	×	○ 鉄道、高速 I C	×	
南八幡平	○	○	○	×	×	×	○ 鉄道、高速 I C	○	
金華山	○	○	×	×	×	×	○ 航路のある港	×	
仙台	○	○	○	○ 仙台自然休養林マップ	○	×	○ 鉄道、バス	×	
仁別	○	○	○	○ 「仁別国民の森」散策マップ	○	○ (トイレ)	○ 鉄道、高速 I C	○	
栗駒	○	○	○	○ 栗駒国定公園須川高原マップ	○	×	○ 鉄道、高速 I C	○	
鳥海	○	○	○	○	○	×	○ 鉄道、高速 I C	○	
高館山	○	○	○	×	×	×	○ 鉄道、高速 I C	×	
千歳・経塚	○	○	○	×	×	×	○ 鉄道、高速 I C	×	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-5 東北森林管理局のホームページに掲載している位置図の例



図表 2-(3)-6 アクセス情報の掲載例 (東北森林管理局のホームページ)

<p>[高館山自然休養林]</p> <p>鉄道</p> <p>J R 羽越本線鶴岡駅から約 10 km</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴岡駅から庄内交通バス (加茂経由) 湯野浜温泉行き加茂新屋敷口下車 ・ 鶴岡駅から庄内交通バス (善宝寺経由) 湯野浜温泉行き大山公園口下車
<p>[迷ヶ平自然休養林]</p> <p>鉄道</p> <p>青い森鉄道三戸駅から約 40 km</p> <p>※現地までの定期バス路線はありません</p>
<p>[栗駒自然休養林]</p> <p>鉄道等</p> <p>J R 奥羽本線十小安温泉まで約 80 km 文字駅又は湯沢駅から小安温泉まで約 30 km</p> <p>高速 I C</p> <p>湯沢横手道路湯沢 I C、十文字 I C から小安温泉まで約 80 km</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小安温泉から大湯温泉まで約 5 km ・ 大湯温泉から須川湖まで約 10 km ・ 須川湖から須川温泉まで約 2 km

図表2-(3)-7 東北森林管理局管内の森林管理署等のホームページにおけるレクリエーションの森に関する提供情報

所在 県	No.	森林管理署等	管轄箇 所数	提供情報の内容							備 考	
				概 要		利用可能施設			アクセ ス方法	駐車場 情報		
				位置(所在 地、地図)	特徴等	内容、規 模、利用方 法等	案内図	遊歩道等 のルート の情報				バリア フリー 情報
青 森 県	1	津軽森林管理署	6	×	×	×	×	×	×	×	×	・設定数及び面積の記載に誤りあり：×11か所約5,000ha→○6か所3,706ha
	2	津軽森林管理署 金木支署	3	△ 地図なし	○	○ 名称のみ	×	×	×	○	○	
	3	青森森林管理署	7	△ 地図なし	○	○	○	○	○	○	○	・眺望山自然休養林のガイドマップを掲載 ・眺海の森スキー場は「休止中」と記載。平館スキー場（廃止）は記載なし
	4	下北森林管理署	2	×	×	×	×	×	×	×	×	
	5	三八上北森林管理署	5	△ 一部地区	○	×	×	×	×	×	×	・一部の地区について地図にプロット
岩 手 県	6	岩手北部森林管理署	9	○	△ 一部地区	○	○	○	○	○	○	・安比高原（自然観察教育林、スポーツ林、野外スポーツ地域に設定）のガイドマップを掲載
	7	三陸北部森林管理署	1	△ 地図なし	○	×	×	×	×	×	×	
	8	三陸中部森林管理署	3	×	×	×	×	×	×	×	×	
	9	盛岡森林管理署	6	△ 地図なし	△ 一部地区	×	×	×	×	×	×	・業務概要資料「北上川上流の国有林」に一覧表及び一部地区の紹介が記載されている。
	10	岩手南部森林管理署	7	×	×	×	×	×	×	×	×	
	11	岩手南部森林管理署遠野支署	2	×	△ 一部地区	×	×	×	×	×	×	・「国有林の見所」で一部紹介
秋 田 県	12	米代東部森林管理署	17	△ 一部地区	△ 一部地区	×	○	○	×	×	○	・矢立風景林のガイドマップを掲載 ・一部の地区について地図にプロット
	13	米代東部森林管理署上小阿仁支署	9	△ 地図なし	○	△ 一部地区	×	×	×	×	×	

	14	米代西部森林管理署	16	×	△ 一部地区	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 風の松について、専用ページを設けるほか、パンフレットを掲載して紹介。ただし、レクリエーションの森であることは記載なし
	15	秋田森林管理署	22	△ 一部地区	△ 一部地区	○	○	○	△	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 森林博物館の紹介頁の中に仁別自然休養林のガイドマップを掲載
	16	秋田森林管理署 湯沢支署	5	△ 一部地区	△ 一部地区	×	×	×	×	×	×	
	17	由利森林管理署	7	△ 地図なし	○	×	×	×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 概要、所在地、選定理由、写真等を掲載 桑ノ木台湿原植生自然観察教育林の保護対策の紹介あり
宮 城 県	18	宮城北部森林管理署	5	×	×	×	×	×	×	×	○×	
	19	仙台森林管理署	8	△ 地図なし	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 仙台自然休養林のガイドマップを掲載 掲載情報の一部に誤りあり ①×宮城蔵王(笹森)→○宮城蔵王(笹谷) ②宮城蔵王(白石)の面積：×32ha→○323ha ③治山の森の案内図に東屋の記載がない。
山 形 県	20	庄内森林管理署	12	△ 地図なし	△ 一部地区	×	×	×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 一部について概要、所在地、写真等を掲載
	21	山形森林管理署	23	×	×	×	×	×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 業務概要資料「公益的機能の発揮と森林・林業の再生について」に箇所数及び総面積のみ記載
	22	山形森林管理署 最上支署	13	△ 地図なし	△ 一部地区	×	×	×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 業務概要資料に概要、所在地、写真等を記載。ただし、レクリエーションの森であることは記載なし
	23	置賜森林管理署	13	×	×	×	×	×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 種類区分ごとの面積と総面積のみ掲載

(注) 1 当局の調査結果による。

2 三陸北部森林管理署久慈署管内にはレクリエーションの森は設定されていない。

図表 2-(3)-8 バリアフリー情報の幅広い提供が求められる事例

No.	区 域	事例の概要	施設管理者
1	仁別自然休養林	遊歩道の一部（せせらぎの径及びめおと杉の径）について、車いすでも通行ができるようバリアフリー化されているが、ホームページに掲載されたガイドマップ及び現地の案内標識（案内板）には、その旨が表示されていない。	秋田森林管理署
2	仁別自然休養林	3か所のトイレがバリアフリー化されているが、そのうち2か所については、ホームページに掲載されたガイドマップ及び現地の案内標識（案内板）にその旨が表示されていない。	秋田森林管理署
3	栗駒自然休養林	須川湖キャンプ場に設置された3か所のトイレのうち、1か所はバリアフリー化されているが、ホームページに掲載されたガイドマップ及び現地の案内標識（案内板）にはその旨が表示されていない。	地方公共団体

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

【現地の状況、提供されている情報】

No. 1 (1) せせらぎの径（バリアフリー歩道）



No. 1 (2) めおと杉の径（バリアフリー歩道）



No. 1 (3) ホームページに掲載されている「仁別国民の森」散策マップ



バリアフリー対応の遊歩道
(バリアフリーの表示なし)

No.2 ホームページに掲載されている「仁別国民の森」散策マップ



No.1、2 現地に設置されている案内板

